

APAC 国際サービス規約

目次 APAC 国際サービス規約3
定義4
アカウント・ナンバー5
配達先住所の訂正または変更6
付帯サービス6
料金等の請求7
営業日/航空会社の運休9
国際条約に基づく運送10
運送請負業者10
クレーム10
C. O. D.(代金引換え払い)サービス12
支払条件12
通関手続12
危険物13
個人情報保護15
申告価額と損害賠償責任の限度15
配達署名オプション 17
容積重量(寸法重量方式)18
関税その他税金18
輸出管理規制19
大型パッケージ19
フェデックス・インターナショナル・ブローカー・セレクト・オプ ション(BSO)19
燃油燃料割增金等21
貨物の検査および身分証明書の提示21
免責21
生きた動物23
マネーパック・ギャランティー制度と配達予定時間 24
複数パッケージの貨物26
貨物取扱業者(フェデックス・オーソライズド・シップセンター 営業所を含む)26
パッケージ追跡27
梱包およびマーキング

生鮮品・温度変化に弱い物品	28
医薬品	29
集配サービス	29
500 キログラムを超える貨物の集荷	30
郵便私書箱宛	30
輸送禁止品	30
配達証明(口頭)	32
配達証明(書面)	32
料金の見積り	32
荷受人の配達指示	32
再配達	33
貨物の引受拒否	33
制限事項	33
返送および輸入運送のオプション	33
輸送ルート	34
土曜サービス	34
保管料	34
配達不能貨物	34
保証	35
フェデックス・インターナショナル・コネクト・プラスに補足事項	
福足学場	
関税その他税金	
支払方法	
保管料	
輸送禁止品	
貨物の引受拒否	
サービスの終了	
専属的合意管轄	
言語	
フェデックス ジャパンお問い合わせ情報	
ノェナツン人 ンヤハノの向い古わせ情報	38

APAC 国際サービス規約

この国際サービス規約は、本書巻末の付属書 を条件として、当社サービスについての料金 および契約条件に関する従前のいかなる規約 (その改訂、変更、修正、補足その他従前の 記述を含みます。)にも優先します。この国際 サービス規約において明示される、運送(これ に付随する通関その他これらに付帯するサー ビスを含みます。)に関する契約は、当事者間 の完全なる合意を構成し、その対象となる事 項について、口頭または書面を問わず、当該 当事者またはそれらの代理人、関連会社もし くは再委託先間の従前のいかなる契約および 合意事項にも優先します。また、各当事者は、 この国際サービス規約に明示された表明を除 き、他方当事者またはその代理人、関連会社 もしくは再委託先によるいかなる評価、表明ま たは助言について、過去においてもこれに依 拠したことはなく、将来においても依拠しない ことを保証します。お客様は、貨物の出荷を行 うことにより、貨物の集荷日に fedex.com に おいてダウンロード可能な国際サービス規約 (PDF版)に拘束されるものとします。

FedEx サービスガイドは、fedex.com のサー ビス情報、サービス料金、従価料金、および本 国際サービス規約で構成されています。国際 サービス規約と fedex.com の料金表によっ てひとつの運送規約を構成し、お客様の貨物 は別段の契約による変更がない限り、この規 約に基づいて輸送されます。当社は、その単 独の裁量により、予告なしに随時、料金、サー ビス、サービスの特徴、およびこの国際サービ ス規約を含む(ただし、これらに限定されませ ん。)FedEx サービスガイドを改訂、修正、変 更、または補足する権利を有します。APAC お よび MEISA マーケティング担当シニア・バイ ス・プレジデントまたはその後任者のみが、 FedEx サービスガイドの補足、改訂、変更、修 正を承認することができ、これ以外の当社また はその関連会社の役員、従業員または代理 人、その他の者や第三者にはこのような権限 はありません。ただし、個別のお客様のみに 適用され、当社の法務部が承認した別段の契 約に含まれる変更・修正はこの限りではありま せん。かかる別段の合意とこの国際サービス 規約との間に相違がある範囲においては、当 社の法務部によって承認されたかかる別段の 契約が優先します。

FedEx サービスガイドおよびこの国際サービス規約のいずれかの条項、条件または規定を行使または適用しなかったとしても、かかる条項、条件または規定の権利を放棄したことにはならず、また、当該条項、条件または規定を将来行使または適用する当社の権利を損なうものでもありません。

以下のページには、フェデックス・エクスプレス・インターナショナル・サービス(以下に定義)に適用される国際サービス規約、および所

定の海外仕向地に対する APAC のサービス オプションについて記載されています。これに は、当社の電子出荷システム、航空貨物運送 状、運送ラベルおよび出荷ソフトウェアを利用 してお客様から運送を委託される貨物が含ま れますが、これらに限定されません。フェデッ クス・インターナショナル・エクスプレス・フレイ ト(IXF)およびフェデックス・インターナショナ ル・エアポート・ツー・エアポート(ATA)に係る 国際貨物については、これらのサービスに適 用されるサービスガイド、契約条件および料金 表をご覧ください。APAC 域外から発送される 貨物については、運送の委託地において当該 貨物を引受けたフェデックスの子会社、支社、 または独立の請負業者の現地料金および契 約条件が適用されます。この国際サービス規 約には、APAC への貨物の輸入および通関手 続きに関する条項が含まれています。

この国際サービス規約と、航空貨物運送状、 運送ラベルその他の運送に関する書類に規 定される条項、および修正、改訂、変更、また は補足後の FedEx サービスガイドの規定との 間に相違がある場合、ワルソー条約、モントリ オール条約、その他の適用される条約、また は適用される関税(これらの改正条約を含み ます。)に規定された国際運送責任に関する 規定と抵触しない範囲内においてこの国際サ ービス規約の規定が優先します。

料金およびサービスについての当社従業員または代理店による見積りは、お客様から提供される情報に基づいて行われます。最終的な料金とサービスは、実際に委託された貨物にこの国際サービス規約を適用して決定されるため、当初のものと変わる場合があります。

FedEx サービスガイドと、APAC から海外仕向地へのフェデックス・エクスプレス・インターナショナル・サービスに適用される料金、サービスの種類、諸条件に関する文書または口頭によるその他の表明、および APAC に輸入・到着する貨物に関する多くの条件との間に矛盾や不一致がある場合は、改訂、修正、補足後の FedEx サービスガイドが優先します。

サービス地域および配達予定時間に関する最新情報は、当社カスタマーサービスにご連絡ください。

「フェデックス・エクスプレス・インターナショナル・サービス」とは、以下のサービスとサービスオプションを意味します。フェデックス・インターナショナル・プライオリティ・エクスプレス、フェデックス・インターナショナル・プライオリティ、フェデックス・インターナショナル・プライオリティ・フレイト、フェデックス・インターナショナル・ブローカー・セレクト、フェデックス・インターナショナル・プライオリティ・ダイレクトディストリビューション、フェデックス・インターナショナ

ル・プライオリティ・ダイレクトディストリビューション・フレイト、フェデックス 10kg ボックス、フェデックス 25kg ボックス、フェデックス・インターナショナル・エコノミー、フェデックス・インターナショナル・エコノミー・ダイレクトディストリビューション、およびこれらの他のサービスオプション。

定義

この国際サービス規約における用語の定義は、この国際サービス規約の各項で定めるもののほか、次の定めによるものとします。

「航空貨物運送状」は、この国際サービス規約に説明されているサービスのためにフェデックスのシステムで使用される出荷書類、ラベル、電子入力等を意味します。原本を使用する必要があります(コピーは不可)。

「APAC」および「アジア太平洋地域」とは、米 国領サモア、オーストラリア、ブルネイ・ダルサ ラーム国、カンボジア、中国(中華人民共和 国)、クリスマス諸島、ココス諸島、東チモー ル、フィジー、仏領ポリネシア、グアム島、香港 特別行政区、クック諸島、インドネシア、日本、 キリバス、韓国、ラオス、マカオ特別行政区、 マレーシア、マーシャル諸島、ミクロネシア、モ ンゴル、ミャンマー、ナウル、ニューカレドニ ア、ニュージーランド、北マリアナ諸島連邦、ノ ーフォーク島、パラオ、パプアニューギニア、フ ィリピン、サイパン島、シンガポール、ソロモン 諸島、台湾、タイ、トンガ、ツバル、バヌアツ、 ベトナム、ウォリス・フトゥーナ諸島、西サモ ア、および fedex.com で適宜発表されるその 他の国を意味します。

「運送料金の請求対象となる重量」または「請求重量」とは、料金の計算に使用される重量を意味します。運送料金の請求対象となる重量および請求重量は、実重量または容積重量のいずれか大きい方です。

「国」とは国および/または地域を意味します。

「荷送人」とは、その氏名または名称が航空貨物運送状に発送人として記載されている者を意味します。

「当社」または「フェデックス」とは、フェデラルエクスプレスコーポレーション、その子会社および支社、ならびにこれらの役員、従業員、および代理人を意味します。当社の運送請負業者は含まれません。

「フレイト」とは、1 ピースまたは 1 スキッドもしくは荷物取扱単位当たり68 キログラムを超える請求可能重量の荷物を意味します。0.01 キログラムまたは0.51 キログラムを超える端数

については、次の請求可能重量が適用されます。

「荷物取扱単位」とは、フォークリフトで運搬可能なベースの有無を問わず、ひとつにまとめられ、個別に識別された、任意のピース、スキッド、パレット、カートン、クレート、カーゴを意味します。

「胴回り」または「周囲寸法」とは、(幅×2)+ (高さ×2)で求めた寸法を意味します。

「ガイド」および「サービスガイド」とは、改訂、 修正、補足後の FedEx サービスガイドを意味 します。

「信用状態に問題のない」とは、(1) アカウント・ナンバーによる支払いに遅延がないこと、(2) アカウント・ナンバーに現金払いのみの支払条件が付されていないこと、および、(3) アカウント残高が当社の事前に定めた信用限度額を超えないことを意味します。

「長さ」または「最大長辺」とは、パッケージの 最も長い部分を意味します。

「規格外貨物」とは、追加取扱料金、オーバーサイズ 手数料 Ground Unauthorized Charge のいずれかに該当するか、条件を満たす貨物を意味します。

「過剰請求」とは、間違った料金に基づく請求、間違った特別取扱手数料、そのパッケージに選択されたサービス以外のサービス料の請求、間違ったパッケージまたは貨物重量に基づく請求、間違ったアカウント・ナンバーへの請求、サービスの不履行とは関係なく、結果として不正請求となったその他の請求を意味します。

「パッケージ」とは、請求可能重量が 68 キログラム以下の小包を意味します。0.01 キログラムまたは 0.51 キログラムを超える端数については、次の請求可能重量が適用されます。

「貨物取扱業者」とは、第三者のために貨物の 混載その他の貨物取扱いを行い、当社にそれ らの貨物を引き渡すことで収益を得る者で、当 社とは独立した事業者を意味します。これに は、フェデックス・オーソライズド・シップセンタ 一の各施設、およびパッケージング・料金契 約、貨物取扱業者契約、またはパッケージン グ契約を当社と締結済みの事業者が含まれ ます。

「荷受人」とは、その氏名または名称が航空貨物運送状に受取人として記載されている者を 意味します。 「個人宅向け配達」とは、個人の住居(自宅兼事業所の所在地を含む。以後同じ。)宛ての貨物や、荷送人が送り先を住居と指定した貨物を意味します。

「サービスの遅延」とは、国際サービス規約に 異なる定めがある場合を除き、お客様の荷物 がフェデックスサービスの公示予定配達時間 より 60 秒以上遅れて配達された場合を意味 します。

「集荷日」とは、貨物が当社に引き渡された日を意味します。集荷締切時間を過ぎて当社の 営業所で引き渡された貨物については、集荷 日は翌営業日となります。

「貨物」とは、1 通の航空貨物運送状に基づいて輸送される1つ以上の小包または積荷を意味します。

「標準表示料金」は、割引対象外のフェデックス・アカウントの保有者が、そのフェデックス・アカウントで配送を委託する場合に支払う料金です。

「運送料金」とは、貨物の輸送に対して請求される金額を意味し、FedEx サービスガイドに従って課せられる申告価額料金、特別取扱料金、関税、税金及び従価料金など(ただし、これらに限定されません。)のその他運送関連費用を含むその他の費用および料金を含みません。

アカウント・ナンバーに係る「有効な」とは、当 社が発行した有効なフェデックス・アカウント・ ナンバーで、信用状態に問題のないことを意 味します。

「お客様」とは、荷送人、荷受人、その他の当該貨物に利害関係を有する、もしくは利害関係を主張する者、ならびにこれらの役員、従業員、使用人、および代理人を意味します。

アカウント・ナンバー

A. 「荷送人払い」、「荷受人払い」、「第三者払い」以外の取引では、現金(フェデックスの営業所では受取不可)、小切手、郵便為替、クレジットカードでお支払いいただく必要があります、当社に荷物を委託するときにお支払いが必要です。「荷送人払い」と「第三者払い」の取引では、有効なフェデックス・アカウント・ナンバーの提示がなければ、荷物をお引き受けできません。有効な「請求先」アカウント・ナンバーが提示されない場合は、従価料金が適用される場合があります。

B. 「荷受人払い」の取引では、荷受人 が有効なフェデックス・アカウント・ナンバーを 持っており、その番号が航空貨物運送状に入 力されていなければなりません。荷受人また は第三者が運送料金とその他の料金(関税そ の他税金を含みますが、これらに限りません) の支払いを履行しない場合、荷物は配達不能 として扱われ、荷送人が当該運送料金その他 の料金の支払いについて一切の責任を負うも のとします。

C. 当社の出荷システムをご利用のお客様は、「荷送人払い」、「荷受人払い」および「第三者払い」のいずれの取引においても、フェデックス・アカウント・ナンバーが必要となります。

フェデックス・アカウント・ナンバー D. は発送地で発行され、譲渡不能です。フェデッ クス・アカウント・ナンバーは、専ら当社の裁量 によって発行されます。さらに当社は、理由の いかんを問わず、単独の裁量によりいつでも、 アカウントの全部または一部の利用を停止し、 アカウントおよびアカウント・ナンバーの全部ま たは一部を閉鎖することができます。アカウン トの不適切または違法な使用その他の不正使 用がなされた場合、当社は、単独の裁量によ り、割引料金の適用を解除し、またアカウント の閉鎖措置をとることができます。不適切また は違法な使用その他の不正使用には、当社 で貨物を出荷する以外の目的で梱包資材等 を注文すること、異なる当事者により所有され ている貨物を正当な権限を有することなく混載 すること、およびこの国際サービス規約に違反 することを含みますが、これらに限りません。 お客様のアカウントが危険にさらされたり、盗 難にあったりした場合、当社は、そのアカウン トを閉鎖し、お客様に新しいアカウントを発行 することができるものとします。ただし、お客様 は閉鎖されたアカウントの有効なすべての請 求に対する責任を負うものとします。お客様が フェデックス・アカウント・ナンバーを保有する ことにより得られる梱包資材等の利用、資料 その他の権利および特典は、当社を利用して 貨物を発送する以外の目的のために使用す ることはできません。お客様によるアカウント の不適切または違法な使用その他の不正使 用がなされた場合、当社はお客様に対して損 害賠償を請求することができます。お客様の アカウントが閉鎖された場合、当社は、当社の 単独の裁量で、以後いつでも新規または追加 のアカウント・ナンバーのお客様からの申込み を拒否する権利を有します。

E. 第三者のフェデックス・アカウントまたは割引料金を正当な権限なく使用した者については、当社は、予告することなく、対象となる全ての貨物に標準表示料金を請求することができます。これは、その貨物に係る料金および費用の支払いが、荷送人払い、荷受人払いもしくは第三者払い、またはその他の請求方法のいかんを問いません。正当な権限のない使用には、当社およびフェデックス・アカウント・ナンバーの保有者の承認や許可なく、そのフェデックス・アカウント・ナンバーの割引料金

を使用することを含みますが、これに限りません。

- F. アカウント・ナンバーの要請はすべて当社による事前信用調査と確認を受けます。当社は消費者に与信取引の特権を提供していません。当社は個人の荷送人アカウントを少数の営業所でのみ提供しています。
- 個人のお客様が個人的目的で荷 物を送る場合は、運送料金を前払いするか、 フェデックス・アカウントを開いて、大手クレジッ トカードに直接請求できるようにする必要があ ります。お客様のフェデックス・アカウントが、 直接クレジットカードへ請求するように設定さ れている場合、お客様は、次の事項に同意す るものとします。(1) お客様が当社に支払うべ き料金を、当社がまずお客様のクレジットカー ドに請求すること、(2) お客様の未払金を、当 社がお客様のクレジットカードに請求するこ と、(3) お客様の署名を要することなく、また当 社から領収書の発行を要することなく、カード 発行会社を通じてお客様のフェデックス・アカ ウントに関して生じた債務を支払うこと、(4) ク レジットカード情報を最新の状態に保つこと (当社はサービス中断を避けるため、参加する 発行銀行からお客様の新しい信用情報を受け 取り、お客様のアカウントプロフィールを更新 することができます)、(5) 当社がお客様のクレ ジットカードに請求または与信保留を試みたこ とにより、残高不足やその他の料金が発生し た場合でも、当社はそれに対して一切法的責 任を負わないこと。(6) お客様はこの国際サー ビス規約に同意することで、カード発行会社 に、お客様のアカウントに関連して生じたすべ ての金額を支払う権限を付与したと解釈され ること。
- H. フェデックス・アカウント・ナンバーの発行を受けたお客様は、不正使用により生じた料金を含め、そのアカウントに請求される全ての料金および費用について責任を負うものとします。アカウントの保有者は、自身のアカウント・ナンバーを安全に補完する責任を負います。アカウント・ナンバーは、そのアカウントで発送する権限を与えられた者だけに公開するものとします。
- 1. お客様のフェデックス・アカウント・ナンバーの支払状況に問題がある場合、「現金払いのみ」による支払条件が設定される場合があります。「現金払いのみ」のアカウントを使用すると、決済手続きが完了するまで、貨物の遅延、拒否、返送が発生する可能性があります。請求先のアカウント・ナンバーが有効でない場合、代わりの決済方法が確保されるまで、貨物の拒否、遅延、返送が発生する事に性があります。アカウントの信用状態が起まで、貨物の拒否、遅延で返送が発生する事にとが理由で荷物が保留もしくは返送される場合、または配送が遅延する場合は、マネーバック・ギャランティー制度の下で送料の返金

または請求金額からの減額を受ける資格がなくなります。

- J. お客様のアカウントに割引料金の 適用を受けるためには、フェデックス・アカウント・ナンバーを使用しなければなりません。お 客様がアカウント・ナンバーを使用された場 合、当社の国際運送サービスを利用して出荷 された全ての貨物には改訂、修正、補足後の 国際サービス規約が適用されます。
- K. 事前印刷されたフェデックス航空貨物運送状を受け取るには、フェデックス・アカウント・ナンバーが必要です。
- L. 最後にフェデックス・アカウント・ナンバーをご利用いただいた日から1年6ヶ月の間ご利用がない場合、当社は、単独の裁量で、当該アカウント・ナンバーを予告なく一時的に休眠状態として現金払いのみの支払条件へ変更することができるものとします。

配達先住所の訂正または変更

荷受人の住所が不完全または不正確である 場合、当社は正しい住所を見つけて配達を完 了するように努めますが、このような状況下で 配達を完了できなくても責任を負いません。修 正が必要な住所の例には、間違った郵便番 号、部屋番号の記入漏れ、荷受人の引っ越し 前の住所などがあります。住所の修正には従 価料金がかかる場合があります。正確な住所 が確認できない場合、または荷受人と連絡が とれない場合には、当社は、正確な住所を得 るため、または貨物の返送についての指示を 仰ぐため、荷送人に連絡を試みることがありま す。不完全または不正確な住所が提供された 貨物を配達予定時間までに配達できなかった 場合、当社は賠償責任を負いません(「配達 不能貨物」の項をご覧ください。)。郵便私書箱 宛の貨物に関する情報は、「郵便私書箱宛」 の項をご覧ください。

住所変更(修正以外)は、新規貨物として扱われ、当該配送料が適用されます(「輸送ルートルをご覧ください)。

付帯サービス

A. 「付帯サービス」とは、当社が提供する付加価値サービスを意味し、これには、管轄当局の要求事項に適応させるために当社が提供するサービス、荷送人、荷受人、登録輸入業者、またはその他の第三者からの要請に応じて当社(または当社が選任した通関ま者もしくは請負業者)が提供することを同意したサービス、および輸送と通関手続等のために当社が必要と判断して提供するその他のサービスが含まれます。付帯サービスには、運送に関する書類(航空貨物運送状、コマーシャル・インボイスその他の通関書類を含みます。)の作成、見直しおよび修正の各補助、相包、ラベル貼付および荷造りの各補助、なら

びに貨物に関する処理や通関手続の各補助を含みますが、これらに限りません。付帯サービスは、当社がフェデックス・エクスプレス・インターナショナル・サービスの一部として提供する、通常の運送または通関手続に加えた追加サービスです。荷送人、荷受人、登録輸入業者、またはその他の第三者によりなされた付帯サービスのご依頼は、ご依頼を受けた付帯サービスを遂行するために必要な全ての行為を当社が行うために、依頼者に代わり、および依頼者の名義で、真正かつ適法な代理人として行為する権限の付与を構成するものとします。

- B. 当社は、上記に定義した付帯サービスに対して付帯サービス料金を請求する場合があります。料金の種類と金額は国によって異なります。この情報については、fedex.comをご覧になるか、当社のカスタマーサービスもしくは営業担当者にご確認ください。さらに当社は、荷送人、荷受人、登録輸入業者、またはその他の第三者に対し、当社が税関当局およびその他の規制届出所管官庁から課された手数料を請求する場合があります。
- C. 付帯サービス料金は、指定された 支払者に請求されます。当社に対する支払い に関する指示のいかんにかかわらず、指定さ れた支払者が支払いを履行しない場合、荷送 人は、全ての付帯サービス料金およびその他 付帯サービスに関連する料金について最終的 な責任を負うものとし、請求先として、これを支 払うことに同意します。
- D. 当社は、付帯サービスの履行または不履行に関連して追加的な責任を一切負わず、当社の付帯サービスの履行または不履行から生じる貨物の滅失、毀損または遅延についての当社の責任は、この国際サービス規約に準拠するものとします(これには、当社の損害賠償責任限度の規定を含みますが、これに限りません。)。(「国際条約に基づく運送」、「運送申告価額と損害賠償責任の限度」および「免責」の各項をご覧ください。)
- E. お客様は、当社が付帯サービスを 提供することまたはこれに関連して生じるあら ゆる請求、費用、罰金、判決、損害または裁 定について、当社、当社の役員、取締役、従 業員および代理人を免責し、補償することに 同意します。これには、国内外における、法令 遵守規定に関する罰金または刑罰、通関に関 する罰金または刑罰、および合理的な弁護士 費用を含みますが、これらに限りません。
- F. お客様はさらに、お客様またはお客様に代わって第三者が当社に対して不正確または虚偽の情報、申告もしくは書類を提供したことから生じるあらゆる請求、損害、債務、訴訟、損失、費用および経費(それらの態様ま

たは性質を問いません。)について、当社、当社の役員、取締役、従業員および代理人を免責し、補償することに同意します。また、輸出許可証を要する貨物について、お客様は、かかる貨物の輸出に適用される法令をお客様が遵守しなかったことから生じるあらゆる請求、損害、債務、訴訟、損失、費用および経費(いかなる態様または性質を問いません。)について、当社、当社の役員、取締役、従業員および代理人を免責し、補償することに同意します。

料金等の請求

A. 「荷送人払い」とは、所定の料金が 荷送人に請求されることを意味します。荷送人 のフェデックス・アカウント・ナンバーが航空貨 物運送状の所定欄に記載されていなければならず、かつ、そのアカウントが最新の状態で信 用状態に問題がないことが必要になります。 関税その他税金については、荷送人払いの場 合、適用される関税その他税金およびその他 の通関に係る料金等について、荷送人に請求 されます。

- 「荷受人払い」とは、所定の料金が 荷受人に請求されることを意味します。この請 求オプションを選択するには、貨物の申し込み 時に荷受人のフェデックス・アカウント・ナンバ 一が航空貨物運送状の所定欄に記載されて いなければならず、かつ、そのアカウントの支 払い状況が最新で、信用状態に問題がないこ とが必要になります。これらの要件が満たされ ない場合、荷受人は、貨物の配達時に支払わ なければなりません。荷受人払いとして当初 荷受人が請求を受けた貨物につき、当該荷受 人がその支払いを履行しない場合、当社は、 その金額の請求先を第三者に変更することも できます。当該第三者によっても支払いが履 行されない場合、さらなる請求は、荷送人のア カウントに対して行われるものとします。荷受 人または第三者が支払いを履行しない場合に は、荷送人は、全ての料金および費用が荷送 人に請求されるものとし、荷送人はその支払 いに一切の責任を負うものとします。
- C. 「第三者払い」とは、所定の料金が 荷送人または荷受人以外の者に請求されることを意味します。第三者払いとするには、第三 者の有効なフェデックス・アカウント・ナンバー が航空貨物運送状の所定欄に入力されていなければならず、かつ、最新の状態で、信用 状態に問題がないことが必要になります。荷 受人または第三者が支払いを履行しない場合には、全ての料金および費用が荷送人に請求されるものとし、荷送人はその支払いに一切の責任を負うものとします。当該第三者がその支払いを履行しない場合、運送料金については、自動的に荷送人に請求され、関税その 他税金等については、自動的に荷受人に請求されます。当該第三者がフェデックス・アカウン

ト・ナンバーを持たない場合には、請求は自動的に荷送人に対して行われます。

このオプションを選択することで、荷送人は、当社において航空貨物運送状、貨物の状態、個人情報、請求料金(関税とその他税金、手数料、通関手数料を含む可能性がある)など(ただし、これらに限定されません)、貨物に関する情報を、請求、回収、配達証明、サービス履行のため、またはかかる情報が必要となり得るその他の状況において、第三者に開示できることに同意します。

- D. お客様は、運送料金等に係る請求 書については、請求書発行日から 30 日以内 に支払うものとします。関税とその他の税金、 手数料、通関手数料の請求書は、請求書の 支払条件に従って支払われるものとします。
- E. 当社は、貨物についての支払方法 を確認する権利、および支払方法が確認でき ない貨物の受託または配達をお断りする権利 を留保します。
- F. 当社は、料金や割引を決定する際に、支払方法を検討することができ、また、支払方法に基づいて割引を調整する権利を有します。

G. 請求先変更

荷送人または現在の請求先からの請求先変 更の依頼は、当社の裁量において、当初の請 求日から90日以内に限り、認める場合があり ます。ただし、以下の場合、変更後の請求先 からの事前承認が必要です。この場合であっ ても、変更は当社の裁量によります。

フェデックスの請求ミスによるものではない場合であって、(i) 運送料金が荷受人または第三者に再請求される場合。

- (ii)関税・税金が当初荷受人に請求されていた場合に、荷送人に再請求される場合。
- (iii)関税・税金が荷受人または第三者に 再請求される場合。
- H. 海外向けの貨物には、その内容品に応じて関税その他税金が課される場合があります。当社が支払者に代わって関税その他税金を通関業者に支払った場合は、一定の金額、または支払い済みの関税その他税金の額に所定の率を掛けて算出した金額のいずれか大きい方の額を、特別取扱手数料として当該関税その他税金の支払者にお支払いいただきます。現在の手数料については、カスタマーサービスに電話でお問い合わせください。詳細は、「関税その他税金」の項をご覧ください。

- 支払者の国の通貨以外で外貨換 算が自由にできる通貨による請求額は、支払 者のアカウントに請求されます。支払者の国 の通貨以外の通貨に換算する必要がある請 求額は、OANDA(インターネットによる外国為 替レート情報サービスで、換算レートはでご覧 いただけます。)の買値中心値(Median Bid Price) 換算レートによって換算し、支払者のア カウントに請求されます(ただし、支払者の国 で通貨換算には現地の銀行レートを使用する ことが慣行となっている通貨は除きます。)。買 値中心値は、所定の期間に通貨の買い手が 売り手にオファーする買値の平均値です。通 貨換算レートには www.oanda.com で閲覧 できます。低インフラ通貨の換算には、発送日 の前日の実際の通貨換算レートが使用されま す。ただし、当社は通貨の変動が激しい国で は、請求書の日付の為替レートを使用する権 利を保有します。外貨換算には取扱手数料が かかる場合があります。支払者の国の通貨以 外で外貨換算が自由にできない通貨による請 求額は、当社の判断に基づき、フリーマーケッ トレート、または当社が当該通貨で支払者の 国の通貨を購入することを許可された公式換 算率によって支払者の国の通貨に換算し、支 払者のアカウントに請求されます。
- J. 荷受人または第三者が支払いを履行しない場合には、当社になされた支払いに関する指示のいかんにかかわらず、荷送人は、特別取扱手数料および当社が立替えた関税その他税金を含め、全ての料金および費用について常に最終的な責任を負い、請求先となり、これを支払うことに同意します。フェデックス・グローバル・リターンズの貨物、および fedex.com の Create Import Shipment 機能から開始された貨物については、「返送および輸入運送のオプション」の項をご覧ください。

K. 請求書の訂正および過誤請求

- 1. 当社は、サービスの種類、貨物の重量(実重量および容積重量)および寸法を確認するために貨物を検査することができるものとします。パッケージの形状や容積は輸送中に変化する場合があり、これによりパッケージの容積重量および適用される料金に影響を及ぼすときがあります。指定されたサービスの種類、申告された重量もしくは寸法が不正確な場合、または輸送中に変更した場合は、当社はいつでも請求書に適切な調整を行うことができるものとします。
- 2. 標準請求: 荷送人は、(i) 航空貨物 運送状のすべての欄に正確に記入し、(ii) 電 子出荷システムに出荷情報を正確に入力し、 (iii) 出荷する各荷物の固有の追跡番号を付し た出荷ラベルの原本を提供する単独責任を負います。お客様がこれらの情報と書類を正確 かつ完全に提供しなかった場合、当社の合理

的な推定による運送されたであろうパッケージ数および請求額算出時の容積重量または所定のパッケージ当たりの推定重量に基づき(いずれも当社の独自の裁量により決定されます。)、料金の請求が行われ、お客様はこれを支払うことに同意します。いずれのサービスの種類も記入されていない場合、当社は、独自の裁量により、フェデックス・インターナショナル・プライオリティ・フェデックス・インターナショナル・プライオリティ、フェデックス・インターナショナル・プライオリティ・フレイトまたはフェデックス・インターナショナル・プライオリティ・フレイトまたはフェデックス・インターナショナル・エコノミー・フレイトからサービスを選択してお客様の貨物を運送できるものとします。

(特に複数の料金表が存在する国・地域においては)正確な料金請求をするためにも、荷受人の郵便番号の表示が重要となります。記入や入力に漏れや誤りがある場合には、既定の郵便番号に基づき請求されることとなります。

- 3. 適用される当社のマネーバック・ギャランティー制度は、サービスの遅延に関して返金または請求書の請求金額より減額を依頼するためのお客様が有する唯一の救済手段です(通知その他の適用条件については、「マネーバック・ギャランティー制度」の項をご覧ください。)。マネーバック・ギャランティー制度が中止または解除された場合、いかなる救済手段もありません。
- 4. 過請求を理由とする請求書の訂正 リクエストは、最初の請求日(または、現金、小 切手、郵便為替、クレジットカードで事前支払 いした場合は出荷日)から30日以内に受領さ れる必要があります。
- フェデックス・アカウント保有者は、 自分のアカウントに対する請求を適時に監視 する責任があり、請求書が発行された時点で 請求について通知されたものと見なされます。 不正なアカウント使用や詐欺による請求調整 を要求するフェデックス・アカウント保有者は、 不正な活動を発見次第、直ちにフェデックスに 通知しなければなりません。当社は、請求調 整を要求する当事者が提出した証拠が、当該 請求が許可されていないことを立証するのに 十分であるかどうかを、独自の裁量で判断し ます。この請求を行うフェデックス・アカウント 保有者は、対象となる請求書を受け取ってか ら 30 日以内(現金、小切手、郵便為替、また はクレジットカードで前払いされた場合は発送 日から 30 日以内)にその申し立てをフェデッ クスに提出しなければなりません。フェデック ス・アカウントに関連するすべての疑わしい不 正活動は、カスタマーサービスに提出されなけ ればなりません。
- 6. お客様のフェデックス・アカウントが 現在、またはこれまでに支払期日を 30 日以 上経過している場合、当社は過請求にかかる

返金の義務、またはその他の債務を支払う義 務を負いません。

- 7. お客様のアカウントが支払期日を 30 日以上過ぎている場合、当社は、単独の 裁量により、最も古い請求書に対してお客様 への支払い義務があると認める過請求額また はその他の過誤納金を適用します。
- 8. 請求金額の一部の支払いは、請求 書の訂正の請求または払戻請求の通知とは 見なされません。
- 9. お客様が上記に掲げた通知に関する要件を満たさない限り、当社は、請求書の調整についていかなる責任も負いません。当社に対する訴訟の提起は、これらの通知に関する規定を遵守したものとして構成するものではないものとします。

請求に関するさらに詳しい情報を入手ご希望 またはご質問のあるお客様は、カスタマーサ ービスまでお問い合わせください。

- L. 追加税。付加価値税、消費税その他の類似の税金がお客様の貨物に適用される場合には、当社は、予告なく当該税金をお客様に請求することができます。当社は、自社サービスの航空輸送の部分にかかる物品税を支払います。
- M. 荷送人およびその他支払に責任を 負う当事者は、当社が提供したサービスについての債権を回収すること、または回収しよう と試みたことに支出した全ての合理的な費用 について支払責任を負うものとします。かかる 費用には、弁護士費用、債権回収代理人費 用、利息、裁判費用を含みますが、これらに限 りません。
- N. 当社は、当社の単独の裁量により、当社に支払われるべき一切の債務について、債権および債権回収の権利を第三者に譲渡することができるものとします。
- O. 推奨される送金方法でない場合、 支払に関する送金情報が提供されない場合ま たは過請求による未決済の勘定がある場合、 当社は、最も古い請求書に対して支払を適用 する権利を留保します。

営業日/航空会社の運休

「営業日」とは、祝日、またはこれらの祝日の 正式な祭日を除く月曜日から金曜日までを意味します。営業週は世界各地で現地の習慣により異なる場合があります。世界各地の祝祭 日は当社の配達予定時間に影響します。これらの祝祭日により影響を受ける配達予定時間は当社カスタマーサービスまでお問い合わせください。配達予定日が祝祭日にあたる場合 には、通常の場合配達は翌営業日に行われます。

国際条約に基づく運送

A. この国際サービス規約において、「ワルソー条約」とは、1929年10月12日にワルシャワで締結された「国際航空運送についてのある規則の統一に関する条約」で、モントリオール第四議定書を含む修正済みのものを意味します。「モントリオール条約」は、「国際航空運送についてのある規則の統一に関する条約」(1999年5月28日、モントリオール)を意味します。「航空会社」には、航空貨物運送状を発行する航空会社、および物品を運送し、貨物に関するその他のサービスを実施するすべての航空会社が含まれます。

- B. 最終仕向地または寄航地が出荷地以外の国である貨物の運送の場合、ワルソー条約またはモントリオール条約が適用される場合があります。この場合、貨物の滅失、毀損または遅延に関する当社の損害賠償責任は同条約により決定され、ほとんどの場合一定限度に制限されています。
- ワルソー条約およびモントリオール 条約の下では、より高い価額の申告をし、か つ、必要とされる従価料金の支払いがない限 り、貨物の滅失、毀損または遅延についての 当社の損害賠償責任は一定限度に制限され ています(「運送申告価額と損害賠償責任の 限度」の項をご覧ください)。なお、関係する条 約の損害賠償限度の解釈については仕向地 の国によって異なる場合があります。お客様 の貨物にモントリオール第四議定書が適用さ れる場合、より高い価額の申告をし、かつ、必 要とされる料金の支払いがない限り、当社の 損害賠償責任は、1キログラム当たり17特別 引出権(SDR)に制限されています。お客様の 貨物にモントリオール条約が適用される場合、 より高い価額の申告をし、かつ、必要とされる 料金の支払いがない限り、当社の損害賠償責 任は、1 キログラム当たり 26 特別引出権 (SDR)に制限されています。前各号以外の場 合、より高い価額の申告をし、かつ、必要とさ れる料金の支払いがない限り、当社の損害賠 償責任は、貨物 1 個当たり 100 米ドルまたは 1 キログラム当たり 20.00 米ドル(1 ポンド当 たり 9.07 米ドル) のいずれか大きい方に制限 されます。
- D. ワルソー条約またはモントリオール 条約に定められた国際運送における責任に関 する規定に抵触しない限り、当社の運送その 他のサービスは、この国際サービス規約およ び参照することにより国際サービス規約に組 み込まれる当社料金表(随時変更されるもの を含みます。)に従うものとします。

E. 当社は、貨物を特定の航空機もしくはある一定の輸送ルートで輸送する義務を負うものではなく、また特定のスケジュールに従って任意の地点へ接続する義務を負いません。お客様は、当社が予告なく、輸送業者もしくは航空機を変更し、通常の輸送ルート以外のルートを通過し、または貨物を陸上輸送もしくは別の手段で輸送する場合があることに同意します。

運送の委託の際に合意される経由地は存在 しません。当社は、自ら適切であると判断する 輸送ルートで貨物を輸送する権利を有しま す。

運送請負業者

A. 当社は、世界各地で集配のサービスを提供しており、その単独の裁量で、サービスの全部または一部を、お客様に通知することなく、第三者に再委託できるものとします。

- B. お客様が運送請負業者から直接集荷、配達を手配することを選択する場合、お客様はその運送請負業者から請求されるすべての料金と手数料に対する責任を負います。お客様が当社から受け取る請求書には、当社の料金と手数料のみが記載されます。
- C. マネーバック・ギャランティー制度は、当社が直接扱った運送部分についてのみ適用されます。(「マネーバック・ギャランティー制度」の項をご覧ください。) 配達予定時間は、お客様の運送請負業者が当社に貨物を委託した時点から始まり、お客様または運送請負業者による貨物の引き取りが可能になった時点で終了します。当社から運送請負業者への貨物の委託により、あらゆる目的における当社の貨物配達は成立します。当社は、運送請負業者による引き取りまたは配達の結果に生じるサービス不履行に対する責任を負いません。
- D. 特別取扱手数料が適用されます。 FedEx サービスガイドの「料金」をご覧ください。
- E. 運送請負業者は独立請負業者であり、当社の従業員や代理人ではありません。当社は請負業者の行為または不作為に対する責任を負いません。

クレーム

A. 毀損(目に見える損害および隠れた損害を含みます。)、遅延(遅延による腐敗を含みます。)、数量不足に関するクレームの申立ては、貨物の配達日から 21 日以内に書面にて当社に対してなされなければなりません(サービス遅延の場合の運送料金の払戻請求に関する申立期間については、「マネーバック・ギャランティー制度」の項をご覧ください。)。不着、誤配その他に関するクレームの

申立ては、当社が運送のためにその貨物の 引渡しを受けた日から 9 ヶ月以内に当社に対 してなされなければなりません。

- B. お客様は以下の方法でクレームを申し立てることができますが、上記に規定した期限内に書面でクレームの申立てを当社に提出する必要があります。
- a. fedex.com にてオンラインでクレームを提出する
- b. 証拠書類を含む書面によるクレームの申立てを電子メール、ファックス、郵便で送る
- c. カスタマーサービスに電話して、証拠書類を提出する。
- C. お客様のクレーム申立ては、貨物 追跡番号、集荷日、内容物の数および貨物の 重量に加え、完全な荷送人および荷受人につ いての情報も含んでいなければなりません。 (A)から(B)項に定める方法および期限までに 当社に申立てられなかった場合、お客様の請 求をお断りすることとなり、当社はお客様のク レームに対して何ら責任を負わず、いかなる 支払いをなす義務も負いません。訴訟の提起 はこれらの条項を遵守した当社への申立てを 構成するものではありません。
- D. 当社が運送のためにその貨物の引渡しを受けた日から 9 ヶ月以内に、お客様のクレーム金額の裏付となる書類を当社に提出していただかなければなりません。かかる書類には、仕入書、修理見積書または請求書、経費明細書、鑑定書、オンラインでの注文による場合は購入を証明する最終確認画面の印刷物、その他記録等の原本が含まれます。これらの書類は、当社が満足しうる程度にクレーム金額を証明できるものでなければなりません。
- E. 当社は、貨物に係る運送料金等が全て支払われるまではクレームについていかなる対応も取る義務を負いません。クレーム金額を運送料金等から控除したり、お客様が当社に負っている未払い債務と相殺したりすることはできません。
- F. 当社は、毀損した貨物を荷受人の施設において検査し、また毀損した貨物をフェデックスの施設において検査するためにこれを回収する権利を有します。当該貨物に関する全てのクレーム処理(パッケージの回収、検査または返却に関するクレームを含みます。)には、元の貨物に適用される契約条件(運送申告価額を含みます。)が同様に適用された場合、荷受人から要請があれば、当社は、毀損したパッケージが検査のために回収された場合、荷受人から要請があれば、当社は、毀損したパッケージの受領書を発行します。輸送に使用された梱包箱、梱包材および内容物の現物は、検査のために当社にお客様より提示し

ていただくことができるよう、クレームの処理が終わるまで保管されるものとします。当社は、お客様ご自身で梱包の外装および内装の状態、ならびに毀損した内容物の写真を撮影し、毀損の証拠を残すようお客様に要請する権利を有します。当社が要請する場合には、お客様は、当社が運送のためにその貨物の引渡しを受けた日から9ヶ月以内にこれらの書類を当社に提出しなければなりません。

- G. 隠れた損害の場合を除いて、荷受 人が損害についての書面による申立てを航空 貨物運送状上に行わないで貨物を受け取った 場合には、その貨物は良好な状態で配達され たと推定されます。
- H. お客様の貨物が貨物混載業者を通じて引渡された場合、当社は当該お客様からのクレームを受け付けません(「貨物取扱業者」の項をご覧ください。)。
- I. 貨物の輸送状況に関する情報は、これをクレーム申立ての根拠として使用されることを目的としておらず、また当該使用は許可されていません。
- J. 一つの貨物に関して一つのクレームのみ提出することができます。クレームに対する支払いを受領することにより、当該貨物に関して補償を請求するいかなる権利も消滅するものとします。
- K. 荷送人が貨物の運送料金等を荷受人または第三者に請求するよう当社に指示した場合であって、当該支払者が自らのクレームを申し立てる権利を放棄または制限することに同意したときは、荷送人は、かかる支払者による権利の放棄または制限が荷送人に効力を及ぼし、荷送人は異議を申し立てることができないことをここに同意します。
- L. 当社が貨物の総価額を支払うことによりクレームを解決した場合、当社は残存価額のために貨物を回収する権利を留保し、貨物の権利、権原および権益は全て当社に帰属するものとします。
- M. 貨物が当社に運送委託された日から2年以内に請求が行われなかった場合、貨物の運送に関する当社に対する損害賠償請求権は消滅するものとします。
- N. 当社は、荷送人、荷受人または第三者が同一貨物についてクレームを申し立てる場合、荷送人を優先します。荷受人または第三者がクレームの申立てを行う場合、荷送人の許可書(荷送人が法人の場合は、その会社のレターヘッド入りの用紙を使用)を提出しなければならず、この書面には貨物追跡番号およびクレームが荷受人または第三者との間

で解決されるべき理由が記載されていなければなりません。

O. クレームの申立てに関する当社手続きの要件を満たさないクレームは拒否されることとなります。

C. O. D. (代金引換え払い)サービス

当社は、海外の仕向地に対して代金引換え払い(Collect on Delivery(C.O.D.))サービスは提供しておりません。「C.O.D.」と表示された貨物は返却されるものとし、関連費用は全て荷送人に請求されます。

支払条件

A. 当社は、掛取引を行う条件として、 法人のお客様に対し、現行の財務情報の提供、内金払いの銀行為替手形の手配への同意、預託金の差入、または銀行信用状の提供 を要請する権利を留保します。

- B. 当社は、掛取引を行うことを認めた場合、お客様のアカウントに与信限度額を設定し、これを行使する権利を留保します。当社は、単独の裁量により、お客様のアカウントの与信限度額を見直し、変更することができます。
- C 支払期日は請求書の日付を基準と して始まります。運送料金については、請求書 発行日から 30 日以内にお支払いいただかな ければならないものとします。請求書記載の 期限までにお客様のお支払いと必要な送金デ -タの提供がフェデックスになされない場合、 遅延損害金がかかる場合がございます。お客 様のアカウントによるお支払いに遅滞がある 場合には、現金払いのみの支払条件となるこ とがあります。この支払条件が適用された場 合、当社は、お客様による当社サービスのご 利用を制限し、貨物の遅延や割引料金の適用 を解除することがあります。送金データのガイ ドラインについては、本国際サービス規約の 「請求」の項及び fedex.com のサポートにあ ります「the Billing and Invoicing」項を参照し てください。関税、税金その他の費用は、請求 書に定める支払条件に従う必要があります。 もし運送料金と関税、税金その他費用が同一 の請求書に記載されている場合には、全ての 支払は、当該請求書の支払条件に従って支 払われるものとします。

関税その他税、手数料は、請求書の支払条件に従って支払満期となります。関税その他税金が運送料金と同一請求書による場合、すべての料金は請求書の支払条件に従って支払われなければならないものとします。

D. アカウント・ナンバーの信用状態に問題がある場合、代替の支払手続が完了するまで貨物の受託を拒否し、貨物を留め置き、途中で運送を中止することがあります。かかる

場合には、マネーバック・ギャランティー制度は適用されません。

- E. 荷送人および支払いに責任を負う その他当事者は、当社が提供したサービスに 対する支払いを受領するまたは受領を試みる ために当社に生じた合理的な一切の費用につ いて支払責任を負うものとします。かかる費用 には、弁護士費用、債権回収代理人費用、利 息、裁判費用を含みますが、これらに限りませ
- F. 掛取引は、未払金および費用(これには遅延損害金、支払期限の過ぎた未払金、ならびに当社が当該未払金を回収するまたは回収しようと試みたことにより当社に生じた費用、料金および経費を含みますがこれらに限られません。)の全額をお客様が支払うまで、再開されません。当社は、掛取引再開の前提条件として、お客様のアカウントの与信を確保するために預託金の支払い等を要求する場合があります。また、仮に当該費用、料金および経費が支払われたとしても、当社は、掛取引をお断りすることができるものとします。
- G. 現金払いのみのステータスの解除 を希望するお客様は、カスタマーサービスにご 連絡ください。
- H. 当社は、当社の単独の裁量で、お客様のアカウントによって支払われた金銭を、お客様のアカウントについて発行された請求書のいかなる未払い分にも充当することができるものとします。
- I. 調査と支払の返金の要請は、支払日から 60 日以内に受領されなければなりません。
- J. 米国外で設定されたアカウントであり、かつ、米国を所在地とする住所に請求が行われる場合であって請求書期限日までに支払いがない場合には、当社アカウントの所在地及び運送約款の定めにかかわらず、米国を基準とする遅延損害金が加算されます。

通関手続

A. 国境を越えるすべての貨物は、税 関を通過しなければなりません。荷送人は、出 荷する荷物が税関のすべての規制上の要件 に準拠することを確認し、通関に必要なすべ ての書類と情報を提供し、荷物と通関手続き に関して提供した適切な Harmonized Tariff Schedule Code を含むすべての陳述と情報 が真実で正しく完全であり続けることを表明・ 保証する責任を負います。当社の航空貨物に 以・インボイス)を必要とする貨物については、 配達所要時間が追加でかかる場合もありま す。当社は、単独の裁量で、管轄権を有する 政府当局による法執行により、またはお客様による本書に明記された義務への違反により生じる違約金、罰金、損害、または保管料(ただし、これに限りません)などのその他の経費もしくは費用をお客様に請求する権利を保有します。

- B. 荷送人は、自ら費用を負担して、海外に発送する貨物が仕向地での輸入を許可され、適用される場合にはすべての許可要件に準拠する責任を負います。
- C. また、荷受人への貨物の配達に先立ち、お客様は、仕向地における管轄当局から通関に必要な追加の情報や書類を提供するよう要請される場合があります。仕向地において複数の管轄当局(例えば、米国における米国農務省、米国食品医薬品局、米国魚類野生生物局および連邦通信委員会、その他の仕向地における同様の管轄当局など)によって規制されている物品を含む貨物は通関が遅れることがあります。輸入が許可されなかった貨物に関する仕向地までの料金および返送等費用については、荷送人が一切の責任を負うものとします。
- 書類の間違いまたは不足等により 税関その他の管轄当局において貨物が留め 置かれた場合には、当社は荷受人に通知する 場合があります。現地の法令上荷受人が正確 な情報や書類を提出する義務を負っている場 合において、荷受人より当社の定める相当の 時間内に提出されなかった場合は、貨物は配 達不能とみなされます。(「配達不能貨物」の 項をご覧ください。) ただし、荷受人より必要な 情報および書類の提出がない場合において、 現地の法令上荷送人がこれを提出することが できるときは、当社は、荷送人に通知を試みる 場合があります。荷送人からも当社の定める 相当の時間内に必要な情報および書類の提 出がなかった場合には、貨物は配達不能とみ なされます。当社による荷受人または荷送人 への通知の試みのいかんにかかわらず、書類 の間違いまたは不足等により貨物の配達が 完了できなかった場合、当社は一切責任を負 いません。
- E. 現地の法律により許可されている場合、別段の指示がなければ(例として、以下に説明する「フェデックス・インターナショナル・ブローカー・セレクト」経由)、当社は荷受人の名前で荷受人を代表して、荷物を通関際貨やの通関手続きを行います。当社は通関のたの通関手続きを行います。当社は、荷送人、の通制当局に提出します。当社は、荷送人、よりは登録輸入業者からの要請により当社が提供した通関に関わる付帯サービスについての料金、および管轄当局での各種申をお客様に請求することができます。料金の種

類と金額は国によって異なります。この情報については、fedex.comをご覧になるか、当社の営業担当者にご確認ください。

- F. フェデックス・インターナショナル・ブローカー・セレクト・サービスが選択されている貨物について、当社は関税その他税金の支払いまたは請求を行いません。土曜配達サービスオプションは、フェデックス・インターナショナル・ブローカー・セレクトの貨物にはご利用いただけません。フェデックス・インターナショナル・ブローカー・セレクトをご利用時の取扱物品と制限事項は、国によって異なります。仕向地ごとの条件については当社カスタマーサービスまでお問い合わせください。
- G. 当社はその裁量により、当社以外の特定の通関業者(当社が選んだ通関業者も含みます。)または荷送人が指定した通関業者を使用する指示に応じる場合があります。ただし、いかなる場合であっても、お客様の通関業者が判断不可能な場合もしくは通関業務を行わない場合、または通関業者の名称、住所および電話番号等の完全な情報が提供されない場合には、当社は、当社または当社が選んだ通関業者により貨物を通関する権利を有します。
- H. 荷受人自身が通関をしなければならない貨物について、当社は、荷受人に通関書類を提供します。当該通関書類の引渡しをもって貨物の引渡しとみなします。
- I. フェデックス・インターナショナル・ブローカー・セレクトのサービスオプションを用いてアメリカ向けに受託可能な野生生物から成る製品を出荷される場合、その貨物は、米国魚類野生生物局の指定港における通関業者宛に出荷されなければなりません。
- J. 野生生物由来の製品または野生生物を含む米国向け貨物は、米国魚類野生生物局による通関のため、CITES 許可証の原本が必要となる場合があります。米国の野生生物製品の輸入者は、米国魚類野生生物局から商用貨物の輸入許可証を入手しなければなりません。
- K. 人間または動物用の食品を含む貨物を米国向けに出荷する場合、貨物を出荷する前に米国食品医薬品局(FDA)に事前申告を行う必要があります。そして事前申告を必要とする食品には、FDAによる事前申告確認書類の写しを運送書類として添付しなければなりません。

危険物

A. 危険物を含む全ての貨物は、国際 民間航空機関(ICAO)の「航空機による危険 物の安全輸送に関する技術指針」、国際航空 運送協会(IATA)の「危険物規則書」、および 米国連邦規則集第 49 巻(49CFR)が適用さ れる場合にはその規則を遵守していなければ なりません。また、危険物の荷送人は、 ICAO、IATA または 49CFR のもと貨物を準 備したか否かを問わず、最新の IATA 危険物 規則書に掲載されているフェデックスエクスプ レスの運航者例外規定を遵守しなければなり ません。荷送人は、全ての適用される国・地域 の法令および規則を遵守することに責任を負 うとともに、梱包に関する全ての遵守要求事 項を遵守すること、ならびに危険物の分類や 識別を適切に行うこと、貨物の適切なマーキ ング、ラベル貼付および書類作成を行うことに ついて責任を負うものとします。荷送人はま た、該当する危険物クラスに関する全ての適 用される国・地域の法令および規則を荷受人 が遵守することについて責任を負うものとしま

書面によるエクスプレスサービス用の航空貨物運送状を使用する場合、危険物は、FedEx Expanded Service International Air Waybill でのみ発送が可能です。

- B. 荷送人は、感染性の有無を問わず、血液または血液製剤を含む貨物の梱包、マーキングおよびラベル貼付に適用される全ての国・地域の法律を遵守しなければなりません。
- C. 当社の梱包材は、以下の例外を除き、危険物(ドライアイスを含みます。)の発送には使用できません。
- 1. フェデックス・ボックスおよびフェデックス・チューブで発送することができると認められた IATA セクション II リチウム電池
- フェデックス・UN 3373 パック、フェ デックス・ミディアム・クリニカル・ボックス、フェ デックス・ラージ・クリニカル・ボックス、または 温度管理用のフェデックス・コールド・シッピン グ・ボックス (Small Cold Box Standard Duration , Medium Cold Box Standard Duration, Medium Cold Box Extended Duration , Large Cold Box Standard Duration , Large Cold Box Extended Duration)で発送することができる生物由来 物質カテゴリーB(UN 3373)に属する貨物。 UN 1845、固形のドライアイスは、 温度管理用のフェデックス・コールド・シッピン グ・ボックスで輸送できる場合があります。. 病毒を移しやすい物質を含む血液、尿その他 の検体は危険物とみなされ、フェデックス・クリ ニカル・パックで発送することは禁止されてい ます。荷送人は、全ての適用される政府の規 制を遵守することについて一切の責任を負う ものとします。当社のガイドラインに関する詳 しい情報は、fedex.com/packaging の医療

用見本および生物由来物質カテゴリーB(UN 3373)の梱包に関する手引きをご覧ください。

- D. 当社は、専ら陸上輸送のために準備された危険物は受託いたしません。
- E. 当社は、当社の輸送においてパッケージにドライアイスを追加したり、補充したりするサービスを提供する義務を負いません。ドライアイスに関するオプションサービスとしてフェデックスオンデマンドケアをご覧ください。これにはドライアイスが利用できないアクセス可能危険物、アクセス不可危険物、放射性物質例外パッケージを含む、特定の制限が適用されます。これらは現在の料金が適用されます。
- F. 危険物申告書が必要な場合、各貨物には荷送人による危険物申告書を添付しなければなりません。
- G. 当社は、損傷した電池または欠陥のある電池を含め、廃棄用電池またはリサイクルもしくは処分のために輸送される電池も受託できません。(IATA のフェデックスエクスプレスの運航者例外規定 FX-04 をご覧ください。)IATA DGR Special provision A88 または A99 に関する電池は、必ず Email A88A99approval request@fedex.com まで連絡の上、承認を得るまでの間、受託いたしません。(IATA のフェデックスエクスプレスの運航者例外規定 FX-05 をご覧ください。)
- 当社は、配達できない危険物貨物 の問題を解決するために、トレーニングを受け た梱包および輸送業者を起用するよう荷送人 に要請することができるものとします。荷受人 が危険物を含むパッケージもしくは貨物の受 取りを拒否した場合、またはパッケージに漏れ や毀損が生じている場合、可能であれば荷送 人に貨物を返送します。荷送人が返送貨物の 受け取りを拒否する場合、または貨物が梱包 不良による漏れや損傷で返送できない場合、 荷送人は、その荷物の清掃や廃棄に関連して 当社が負担するすべての経費、手数料、費用 に対する責任を負い、償還などの方法で補償 することに同意します。荷送人は、荷送人が危 険物の発送について当社の遵守要求事項を 遵守しなかったことに起因して当社に生じた一 切の損害、費用、料金、および経費について 補償することに同意します。
- I. 当社は、臭い、濡れまたは漏れのあるパッケージまたは貨物を拒否する権利を有します。危険物貨物が何らかの財産に損害や汚染を生じさせた場合、荷送人は、その損害および汚染の清掃処理に関連して当社に生じた一切の費用、料金、および経費を負担し、これらを当社に支払い、補償するものとします。

- J. 全ての当社営業所で危険物を受託できるわけではありません。また、当社は、適用法令に基づき受託できない営業所では、危険物の受託をお断りする権利を有します。ドライアイスを含む危険物の貨物は、以下に言及するものを除き、フェデックス・エクスプレス・ドロップ・ボックスの営業所、フェデックス・オフィス・プリント・アンド・シップ・センターの営業所、フェデックス・オーソライズド・シップセンターの営業所、フェデックス・シップサイトの営業所では取り扱っていません。
- 1. 生物由来物質カテゴリーB(UN 3373)の貨物は、フェデックス・オフィス・プリント・アンド・シップ・センターの営業所、フェデックス・オーソライズド・シップ・センターの営業所、およびフェデックス・オンサイトの営業所、またはフェデックス・シップサイトの営業所では取り扱っていません。生物由来物質カテゴリーB(UN 3373)の貨物は、フェデックス・エクスプレス・ドロップ・ボックスで受付可能な場合があります。
- 2. 許可された IATA セクション II リチウム電池を含む当社の貨物は、フェデックス・オフィス・プリント・アンド・シップ・センターの営業所で受付可能なほか、フェデックス・エクスプレス・ドロップ・ボックスで受付可能な場合があります。
- K. 荷送人は、航空貨物運送状に全ての必要情報を提供し、かつ、危険物に関する全ての記載欄を完成させなければなりません。出荷システムを利用して危険物を出荷する荷送人は、その出荷システムに応じて適切に、貨物に危険物が含まれていることを示すための特別のサービス、取扱いおよびフラグ表示を選択しなければなりません。
- L. 当社は、不適切な申告がなされたまたは無申告危険物について、米国運輸省(DOT)および現地の民間航空当局へ報告しなければなりません。荷送人は適用法令のもと罰金および過料が科せられる場合があります。DOT/連邦航空局(FAA)は全ての荷送人に、当社またはその他の航空会社に対して危険物貨物を引き渡す前に、特定の職務に関わる危険物トレーニングを履修することを義務付けています。荷送人が危険物を含んだ貨物を当社に引き渡すとき、当該貨物は適切に危険物の分類がなされ、識別され、梱包され、ラベルが貼付され、危険物として明示され、危険物に関する正確な書類を添付されていなければなりません。
- M. 危険物は、荷送人が当初指定した 荷受人の住所以外の住所に配達住所の変更 を行うことはできません。(注:すべての危険物 は、営業所留めにされる(取扱可能な営業所

に限ります。)、または荷送人に返送される場合があります。)

- N. 当社は、全ての車両および航空機において、危険物の隔離要件を遵守して輸送することが要求されます。隔離要件を満たさない場合、当社は、次に輸送可能な車両または航空機で貨物を輸送することができるものとします。
- O. 危険物の規制と要件に関する詳細 情報は、カスタマーサービスにお問い合わせく ださい。

個人情報保護

A. 当社は、適用されるすべての個人情報保護法、および個人情報の処理に関連する法規制と規則を遵守します。当社は単独の裁量により、サービスを履行するため、fedex.comのフェデックス・プライバシー通知に規定された業務目的で、個人情報を処理する場合があります。当社はいかなる個人情報も他社や第三者に販売しません。

貨物の運送等に関連してお客様が 提供したご本人、従業員もしくは代理人、荷受 人、または貨物等に関連する第三者に関する 個人情報について、お客様は、プライバシー および情報保護に関する全ての適用法令を遵 守していることを表明し、保証します。これに は、FedEx サービスガイドに説明されている 当該情報を当社に提供し、当社が当該情報を 処理するため、および fedex.com のフェデッ クス・プライバシー通知に記載された情報を含 む当該情報の収集、転送、処理に関連するす べての情報を関係者に提供するために、必要 な法的根拠を得ることが含まれます。当社は、 荷送人がこの国際サービス規約の「個人情報 保護」の項に従わなかったことに関連して当社 が被った、または負担した経費、クレーム、損 害、費用に対する法的責任を負いません。お 客様は、お客様自身が本項に従わないことに 関連して、当社が被る、または負担する、すべ ての経費、クレーム、損害、費用から当社を補 償することに同意します。

申告価額と損害賠償責任の限度

貨物の運送申告価額は、貨物の滅失、毀損、 遅延、誤配、もしくは不着、または貨物に関す る誤った情報の提供、情報の提供の懈怠、も しくは情報の誤配等、当該貨物に関する当社 の損害賠償責任限度額を意味します。クレー ム請求者は自身の責任において実際の損害 を証明します。申告価額を超過する損失に対 するリスクは、荷送人が負います。お客様は、 保険証券を購入することで、このリスクを保険 会社に移転することができます。保険を必要と されるお客様は、保険会社または保険代理店 までお問い合わせください。当社は、いかなる 種類の保険も提供していません。

- もし何らかの理由によりワルソー条 約、モントリオール条約(「国際条約に基づく運 送」をご覧ください。)が当社の損害賠償責任 に適用されない場合、お客様が航空貨物運送 状においてそれ以上の運送価額を申告し、か つ、それ以上の料金を支払わない限り、貨物 の滅失、毀損、遅延その他のクレームに関す る当社の損害賠償責任限度額は、1 貨物当た り 100 米ドルまたは重量 1 キログラム当たり 20.00 米ドル(1 ポンド当たり 9.07 米ドル)の いずれか大きい金額に制限されます。なお、 関係する条約の損害賠償限度の解釈につい ては仕向地の国によって異なる場合がありま す。お客様の貨物にモントリオール第四議定 書が適用される場合、お客様が航空貨物運送 状においてそれ以上の価額の申告をし、か つ、必要とされる従価料金を支払わない限り、 当社の損害賠償責任は、1 キログラム当たり 17 特別引出権(SDR)に制限されます。お客 様の貨物にモントリオール条約が適用される 場合、お客様がそれ以上価額の申告をし、か つ、必要とされる従価料金を支払わない限り、 当社の損害賠償責任は、1 キログラム当たり 26 特別引出権(SDR)に制限されています。 フェデックス・インターナショナル・プライオリテ ィ・フレイトおよびフェデックス・インターナショ ナル・エコノミー・フレイトの貨物は、ほとんど の仕向地において申告価額の上限が 100,000 米ドルとなっています。フェデックス・ インターナショナル・ブローカー・セレクトの貨 物は、多くの仕向国で、運送申告価額の上限 値の超過が認められています(ただし、フェデ ックス・インターナショナル・プライオリティ・エク スプレス、フェデックス・インターナショナル・プ ライオリティ、フェデックス・インターナショナル・ エコノミーは 1 貨物につき最大 50,000 米ド
- B. 運送申告価額が上限を上回る場合、追加額は、100 米ドルを超える分を 100 米ドル(またはその端数)単位で、または 1 ポンド当たり9.07 米ドルの損害賠償限度のいずれか該当する方で算定されます。詳しくは料金表または当社カスタマーサービスまでお問い合わせください。なお、限度額を超える価額の申告がなされた場合でも、貨物の滅失、毀損または遅延に関する当社の損害賠償責任は、その修理に要する費用、減価額または取替用のうちいずれか最も低い金額を超えないものとします。
- C. フェデックス・エンベロープまたはフェデックス・パックの税関申告価額の上限は、仕向地にかかわらず、500米ドルとし、運送申告価額の上限は、仕向地にかかわらず、100米ドルまたは 1ポンド当たり 9.07米ドルのいずれか大きい金額です。実際の価額または申告価額が 500米ドルを超える物品は、フェデックス・エンベロープまたはフェデックス・パックで発送することはできません。

- D. フェデックス・エンベロープおよびフェデックス・パック以外のフェデックス・インターナショナル貨物の税関申告価額および運送申告 価額の上限については、https://local.fedex.com/en_の国別リストからご覧ください。
- E. 次のような特殊な価値を有する物品の全部または一部を含む貨物(小包または貨物)については、運送申告価額の上限が1貨物当たり1,000米ドルまたは重量1キログラム当たり20.00米ドル(1ポンド当たり9.07米ドル)のいずれか大きい価額に制限されています。これらの物品については、国によりその輸入が禁止されていることがあるほか、運送申告価額の上限額がより低く規制されることがあります。
- 1. 技術、趣味もしくは創造的才能を用いて販売用、展示用または収集用に製作された作品を含む美術品。これには絵画、製図、花瓶、タペストリー、版数に制限のある版画、工芸品、彫像、彫刻、収集家の品物(およびこれらの部品)等が含まれますが、これらに限りません。
- 2. フィルム、写真の画像(写真のネガ を含みます。)、クロムフィルム、スライド。
- 3. その固有の性質のために非常に損なわれやすい品物、市場価値が非常に変動的な品物または市場価値を確認するのが非常に困難な品物。
- 4. 過去の時代の様式または流行を示すもので、それらの歴史、時の経過またはそれが稀少であることがその品物の価値を高めている品物等のアンティーク。これには、家具、食卓用器具、ガラス製品等が含まれますが、これらに限りません。
- 5. ガラスサイン、鏡、セラミック、磁器、陶器、クリスタル、ガラス、枠に入ったガラス等を含むガラス製品、および同様の性質を有するその他壊れやすい品物。
- 6. プラズマスクリーン。
- 7. 装飾品、時計およびその部品、宝石または半貴石、カット済宝飾品またはカットされていない原石、工業用ダイヤモンド、ならびに貴金属製宝石類を含む宝飾品。
- 8. 毛皮の衣服、毛皮を用いた衣服および生皮を含む毛皮類。
- 9. 金および銀の地金、粉、沈殿物、またはプラチナ等を含む貴金属類(ただし、電子機器内部に使用されるものは除きます。)。

- 10. 証券、債券、現金送り状、または現金同等物。これには食糧配給券、切手(収集価値のないもの)、トラベラーズチェック、宝くじ、郵便為替、ギフトカード、商品券、テレフォンカード、クレジットカード(アクティベーションに認証コードが必要なものを除く)、債券クーポン、無記名債券を含みますが、これらに限りません。
- 11. リカースタンプ、印紙。
- 12. コイン、切手、カード、記念品および 貴重な記録等の収集用の品物。
- 13. 20 年以上経過したギターその他の楽器または注文によって製作されたもしくは個人仕様に製作された楽器。
- 14. 縮尺モデル(建築モデル、ドールハウス等を含みますがこれらに限りません。)、または模型を含む貨物。
- F. 運送申告価額は税関申告価額を 超えることはできません。
- G. 1通の航空貨物運送状で複数のパッケージが運送される場合において、当該航空貨物運送状に各パッケージ個別の運送申告価額の記載がなく、総価額のみが記載されているときは、各パッケージの運送申告価額は、当該総価額を当該航空貨物運送状に記載されたパッケージの個数で除して決定します。ただし、お客様よりこれと異なる価額分配を裏付ける、当社が満足しうる程度に立証可能な証拠の提出があったときはこの限りではありません。いかなる場合でも、貨物内のどの小包の申告価額も、貨物全体の申告価額を超過してはなりません。
- H. この国際サービス規約の他の条項にかかわらず、当社は、現金・通貨等を含む運送の引受けができない貨物の滅失、毀損、遅延、誤配もしくは不着、または情報の誤配等について一切責任を負いません。
- I. この国際サービス規約の他の条項にかかわらず、当社は、荷送人によって適切な梱包がなされなかった貨物の滅失、毀損、遅延について一切責任を負いません。
- J. この国際サービス規約で認められた上限を超える価額を申告しようとする試みは無効であり、限度額を超える運送申告価額の貨物の運送を当社が引受けた場合においても、そのような貨物についてのこの国際サービス規約の規定の適用が排除されるものではありません。

- K. 貨物の運送申告価額にかかわらず、貨物の滅失、毀損、遅延、誤配、不着、誤った情報の提供、情報の提供の懈怠、または情報の誤配に関する当社の損害賠償責任は、当該貨物の修理に要する費用、減価額または取替費用のうちいずれか最も低い金額を超えないものとします。
- L. 荷送人は、運送申告価額の欄を含め、航空貨物運送状およびその他の運送書類を正確に作成することに責任を負います。 当社は、お客様が当社に対し貨物を引渡した後、航空貨物運送状上の運送申告価額情報を変更するご依頼には応じません。
- M. その他の制限および当社の免責については、「免責」の項をご覧ください。
- N. 航空会社のインターライン契約に 従って発送する貨物には、さらに制限が追加 して適用される場合があります。

配達署名オプション

当社は、複数の配達署名オプションを提供しています。貨物の内容、出荷地または仕向地によっては、このオプションをご利用いただけない場合があります。詳しくは当社カスタマーサービスまで電話でお問い合わせください。

- **A.署名不要。**当社は荷受人の署名をいただくことなく貨物を配達することができます。
- **B.代理人による署名。**当社は、以下の3つのいずれかの方法で署名をいただきます。
- 1.荷受人の住所における代理人の署名 2.隣人、建物の管理人など、近隣の住所にお ける代理人の署名
- 3.荷受人が当社所定の様式に別途署名することにより、不在時に署名なしで配達(ただし、 当該サービスが可能な場合に限ります。) これらの方法により配達ができない場合は、 再配達となります
- **C.荷受人による署名。**当社は、荷受人の住所に所在する方から署名をいただきます。その住所に誰もいない場合は、再配達となります。
- D.成人による署名。当社は配達先住所において、米国向け貨物の場合には、21 歳以上の方の署名(政府発行の写真付きの身分証明書が必要)を、その他の仕向地の場合には、その国・地域の成人年齢に達している方の署名をそれぞれいただきます。本人確認のために、政府発行の写真付き身分証明書、または現地当局によって一般に認められたその他の身分証明書をご提示いただきます。すべての場合において、配達先住所に受取資格を持つ方がおられない場合は、再配達とな

ります。

E. 個人宅向け配達は無署名での引き渡し(置き配)を行うことができます。個人宅向け配達に署名が必要な場合は、該当する配達署名オプションをお選びください。

F.配達署名オプションのサービスを利用された 場合は、配達時に受取署名なしで貨物を配達 するサービスよりも優先して適用されます。

G.署名がもらえない場合、リクエストされたオプションが利用できない場合、当社が配達時にもらった署名のコピーを提供できない場合でも、当社は、荷送人が配達署名オプションをリクエストした場合には、署名指定料を請求します。

H.「免責」および「集配サービス」、「輸送ルート」の項もご覧ください。

容積重量(寸法重量方式)

容積重量に基づく運送料金の算定方法は、1 貨物を単位として、お客様の梱包材を使用し た全ての貨物を対象に適用されます。また、フ ェデックス梱包材を使用した貨物についても適 用される場合があります。容積重量は、パッケ ージの長さと幅と高さを乗じた数値(全てセン チメートル)を 5,000(立方センチメートル当た りkgによる標準密度)で除して算出されます。 インチの場合は、305(立方インチ当たりkgに よる標準密度)で除して算出、または 139(立 方インチ当たりのポンドによる標準密度)で除 して算出されます。容積重量が実重量を超え る場合、運送料金は容積重量に基づいて請求 されます。容積重量算出のためにパッケージ の寸法をお客様が当社に通知しなかった場合 であっても、当社は、容積重量に基づく料金を 請求することができるものとします。パッケー ジの形状や容積は輸送中に変化する場合が あり、これによりパッケージの容積重量および 適用される料金に影響を及ぼすときがありま す。輸送中に容積が変わった場合、当社は、 いつでも貨物の運送料金に適切な調整を行う ことができるものとします。

関税その他税金

A. 税関による貨物の通関を完了させるために、当社は税関の査定する関税その他税金を支払者に代わって立替払いし、それに対する従価料金を請求する場合があります。すべての貨物について、当社は支払者に連絡し、通関および配達を完了させる条件として、費用償還手配の確認を求め、当社の単独の裁量により、荷受人への貨物の引き渡しの前に関税その他税の支払を要求する場合があります。

B. 当社は、fedex.com の FedEx Global Trade Manager の関税その他税見 積機能を使用した関税その他税の見積額の みを提供します。最終的な関税その他税金は 異なる場合があります。

- C. 貨物について課された関税その他税金の正確性または妥当性について争いがある場合、当社または当社が指定する通関業者は、貨物とともに提供された運送書類および通関関係書類を精査することができるものとします。かかる精査のうえで当社において当該関税その他税金が適正に課されたと判断した場合、お客様はかかる関税その他税金を課された金額通り支払うものとします。
- D. 当社が支払者に代わって関税その 他税金およびその他の手数料を立替払いした 場合は、一定の金額、または立替払いした総 額に所定の率を掛けて算出した金額を、特別 取扱手数料として当該関税その他税金の支 払者にお支払いいただきます。この特別取扱 手数料は、仕向国によって異なります。
- E. 荷送人が航空貨物運送状の所定欄に支払者を指定しなかった場合、荷受人払いが認められている国・地域においては関税その他税金は自動的に荷受人に請求されます。「関税その他税金第三者払い」は特定の国・地域への配達につき可能な選択です(詳細はカスタマーサービスに電話でお問い合わせください)。
- 支払いが履行されなかった場合に は、支払者について指示がどうであったかに かかわらず、荷送人が関税その他税、および 当社の立替払いに関連する全ての料金と従 価料金の支払いについて最終的に責任を負う ものとします。償還の確認を必要とする荷受人 または第三者が要請に応じて関税その他税を 支払うことを拒否する場合、当社は荷送人に 連絡することができます。荷送人が十分な償 還手続きの実行を拒否する場合、貨物は荷送 人に返送されるか(荷送人が往復の配送料を 負担する場合)、または所定の倉庫もしくは保 税蔵置場に留め置かれることとなり、配達不 能貨物とみなされます。貨物の運送料金がク レジットカードに請求される場合、当社は、貨 物に係る未払いの関税その他税金もそのクレ ジットカードの口座に請求する権利を留保しま す。
- G. 関税その他税の立替額に対し十分な償還手配を確認できない場合は、貨物の配達が遅れる場合があります。このような遅延、またはこれらの条件へのその他の違反により、損害賠償責任が成立するとはみなされず、サービスの遅延に当たりません。したがって、これらはマネーバック・ギャランティー制度」の項をご覧ください。)。

- H. 当社の単独の裁量により、関税その他税の支払いは、現金、小切手(個人または法人、有効な身分証明書が提示される場合)、クレジットカード、郵便為替、トラベラーズチェック、貸方または繰延勘定のいずれかの方法で行っていただきます。当社は出荷時の関税その他税の前払いには対応していません。
- I. 当社は、税関により処分された貨物について一切責任を負いません。当該貨物は配達不能とみなされます。
- J. 当社が荷受人から立替金についての支払手続の確認を必要とする場合には、仕向地において貨物の通関手続ができるようになった日に荷受人に連絡し、関税その他税金の見積額を連絡するよう試みます。当社が充分と認める支払手続がなされた場合には、貨物はその段階で通関手続をとり配達された場合には、変営業日の午後5時または現地の営業時間終了までに配達が予定されます。当社がお客様に代わって貨物の通関手続を終了し、お客様が当社と掛取引の手続をしていない場合は、お客様への貨物の引渡しに先立って支払いを行っていただくことができるものとします。

輸出管理規制

フェデックス エクスプレスは、その本社の所在する地域・その事業を行う地域・その他貨物が出荷・経由・到着する全ての地域における輸出管理および制裁に関する法令、規則および規制(以下「輸出管理規制」といいます。)を遵守します。お客様は、輸出管理規制を遵守する責任を負い、それを保証します。お客様は、お客様の貨物について、政府または他国との協調による制裁によって指定された国・地域から/への物品、サービスまたは技術の輸出、再輸出を禁じる全ての法令および規則に遵守することならびに当該国・地域を原産地または製造地とするいかなる物品も、いかなる地域においても受託されないことに同意し、これを保証します。

現在当社がサービスを提供している国と地域 のリストは https://local.fedex.com/en でご 覧いただけます。

フェデックス返送サービスにより第三国へ転送される貨物についても、最初の荷主の国の輸出管理規制要件を遵守していなければなりません。お客様は、かかる法令および規則の遵守に要する情報を提供するものとし、また必要書類を航空貨物運送状に添付するものとします。

また、お客様は、関連政府機関から許認可を 得た場合または法令により許可されている場 合を除き、お客様または貨物の関係当事者 が、関連する政府機関により発行され、または 維持されている輸出管理または制裁リストに 記載されている場合、いかなる貨物も当社に 委託しないことを明確に保証するものとしま す。またお客様は、関連政府の経済制裁に服 する者が所有するか、関係当局が共同所有す ると判断するいかなる事業体に向けても、貨 物の発送を試みないことを保証します。

お客様は、関係当局からの輸出許可書類を要する貨物、およびかかる輸出前規制の対象となる貨物を特定し、法令を遵守するために全ての情報および必要書類を当社に提供するものとします。お客様は、自己の費用で、貨物に関する輸出許可書類の要件を確認し、輸出許可書類を入手し、荷受人が出荷地、仕向地その他物品に管轄権を有する国の適用法令および規則のもと適正な権限を有することに向された物品の最終用途およびエンドユーザが、関連輸出規制の規制対象品目の輸出、再輸出および転送を制限するいかなる管理規制にも違反しないことについて責任を負うものとします。

当社は、お客様が輸出関連諸法令を遵守しなかった場合、お客様やその他関係者に対していかなる損害および費用(罰金、過料、貨物の差押えまたは破壊を含みますが、これらに限りません。)についても責任を負いません。

大型パッケージ

大型パッケージとは、最大長辺と胴回りの合 計が 330 センチメートル(または仕向国の制 限寸法)を超え、重量が 68 キログラム(151 ポンド)(または仕向国の制限重量)を超えな いパッケージをいいます。当社は、これらのパ ッケージの受託をお断りするか、当社の単独 の裁量によってフェデックス・インターナショナ ル・プライオリティ・フレイトまたはフェデックス・ インターナショナル・エコノミー・フレイトによる 貨物とみなしたうえで受託することができるも のとします。容積重量に基づく運送料金の算 定方法は、1貨物を単位として、大型パッケー ジを対象に適用されます。大型パッケージの 運送料金の請求対象となる重量は、航空貨物 運送状 1 通当たりの実重量もしくは容積重量 のいずれか大きい方とし、1 貨物単位で適用 されます。貨物合計は、最小請求重量 68 キ ログラムに荷物取扱単位の個数を乗じた値が 適用されます。

フェデックス・インターナショナル・ブローカー・セレクト・オプション(BSO)

フェデックス・インターナショナル・ブローカー・セレクト・オプションとは、お客様が当社または当社指定業者以外の者をお客様の通関業者と指定したうえで、フェデックス・インターナショナル・プライオリティ、フェデックス・インターナショナル・プライオリティ、フェデックス・インターナショナル・エコノミー、フェデックス・インターナショナル・エコノミー、フェデッ

クス・インターナショナル・プライオリティ・フレイト、フェデックス・インターナショナル・エコノミー・フレイトのサービスをご利用いただけるオプションです。このサービスが利用できる国には制限があります。さらに航空貨物運送状の所定の箇所にマークし、このサービスを選択した場合のみご利用いただけます(FedEx サービスガイドをご覧ください)。

この国際サービス規約は、以下の変更と共に、ブローカー・セレクション・オプションの貨物に適用されます。

A. 配達予定時間

お客様が当社または当社指定業者以外の者を通関業者として指定した場合(ただし、かかる指定が許される場合に限るものとします。)において、当該貨物が保税蔵置場において通関業者に引渡される場合、仕向地において通関手続が可能となる最初の営業日までに通関業者に貨物が準備できていることを通知すれば、貨物は配達予定時間までに配達されたものとみなされます。

なお、お客様が通関業者を指定した場合で、当社が継続して貨物を保管し、通関手続その他必要な関係機関の手続完了後、当該通関業者より適切な通関書類を受け取り、配達する責任を負っている場合において、検査、サンプル提出、お客様の準備した書類の不備、または当該通関業者の作為・不作為により当社への書類の引渡しが遅延したときは、当社の配達予定時間は、営業日1日の遅れ(1日に満たないときも1日とみなします。)につき1営業日を加算して調整するものとします。

- B. マネーバック・ギャランティー制度 本項(A)に規定されている配達予定時間より 遅れて貨物が配達された場合、「マネーバッ ク・ギャランティー制度」の諸条件に従って返 金保証を受ける資格があります。
- C. BSO 貨物には土曜サービスはご利用いただけません。
- D. 次の場合、お客様のフェデックス・インターナショナル・ブローカー・セレクト貨物 に輸送ルート(AR)の追加に関する特別取扱料金が適用されます。
- 1. お客様の通関業者が輸入通関を行い.
- 2. 通関後、当社が荷受人までの配達を行い、かつ
- 3. 通関業者以外の当社の通関ポイントが、荷受人の所在地にサービスを提供する場合。

- E. 運送と通関の申告価額の限度は、 国によって違い、FedEx サービスガイドに別 途記載されています。
- F. 取扱物品:
- 1. 現在フェデックス・インターナショナル・プライオリティのサービスでお引き受け可能なすべての取扱物品は BSO で輸送できます。
- 2. さらにフェデックス・インターナショナル・ブローカー・セレクションでは次の物品をお引き受けできます。ただし、何らかの制限が適用される場合があるため、仕向地ごとの条件については当社カスタマーサービスまでお問い合わせください。
- a) 動物、海洋生物または鳥類からなる製品
- b) 免税品として申告される個人使用 の貨物
- c) 一時輸入保証金(TIB)が必要な米国への輸入貨物直前に米国に輸入され、現在米国から輸出委託中のTIP貨物は、お引き受けできません。
- 通関業者の住所が不完全または 不正確である場合、当社は正しい住所にでき るだけ迅速に配達するように努めますが、配 達ができないときには責任は負いません。修 正が必要な住所の例には、間違った郵便番 号、部屋番号の記入漏れ、通関業者の引っ越 し前の住所などがあります。このサービスには 別途特別取扱料金がかかります。現在の料金 は当社カスタマーサービスまでお問い合わせ ください。正しい住所が確認できず、通関業者 に連絡をとることができなかった場合には、当 社は荷送人に連絡をして、通関業者の住所を 確認するか、貨物を返送すべきか否か荷送人 の指示を受けるようにいたします。不完全また は不正確な住所が提供された貨物を配達予 定時間までに配達できなかった場合、当社は 賠償責任を負いません(「配達不能貨物」の項 をご覧ください。)。
- H. フェデックス・エンベロープおよびフェデックス・パックの貨物には、BSO をご利用いただけません。
- I. BSO サービスが選択されている場合、当社は関税その他税金の立替払いや請求を行いません。
- J. 通関業者が通関業務を遂行できない、もしくは遂行しようとしない場合、または通関業者に関する十分な連絡先情報(業者名、住所、電話番号、ファックス番号、郵便番号を制限なく含みます。)が当社に提供されていない場合、当社は通関手続を行う権利を留保し

ます。当社が貨物を通関する場合には、通常 のフェデックス・エクスプレス・サービスに係る 全ての契約条件が適用されます。

K. 当社は貨物を通関業者に最も近い 当社の保税蔵置場に輸送します。

燃油燃料割増金等

当社は、予告なしに貨物に燃料割増金その他の特別取扱料金を請求する権利を有します。これら料金の適用期間および金額は、当社の単独の裁量により決定されます。お客様は、当社に貨物を引き渡すことにより、当社が定めるこれらの料金を支払うことに同意したものとみなします。燃油燃料割増金のよいただけます。フェデックスは、特定の顧客に対し、貨物にかかる一定の割増金を全部又は一部免除する場合があります。割増金の免除は、フェデックスの単独の裁量により、事前にお客様に通知の上、割増金の免除に通知の上、割増金の免除に通知の条件を付帯することがあります。

貨物の検査および身分証明書の提示

当社は、自己の判断で、随時貨物を開封して 検査をすることができます。管轄当局も随時 貨物を開封して検査することができます。当社 は、単独の裁量により、貨物の受託に先立 ち、本人確認のために、政府発行の写真付き 身分証明書を提示するよう荷送人に求めるこ とができるものとします。

免責

当社は、損害の予見可能性の有無を問わず、この国際サービス規約の諸条項に従って行われた貨物の運送から生じた損害について、申告価額、100米ドル、または(修正後の)モントリオール条約もしくはワルソー条約に定められた額を超える損害について一切責任を負いません。

いかなる場合も、当社(当社の代理人、請負業者、従業員、関連会社を含みますが、これらに限りません。)は、損害の予見可能性を問わず、特別損害、付随損害、結果損害、逸失利益等の間接損害について一切責任を負いません。

フェデックス・エクスプレス・インターナショナル・サービスの対象国のサービス対象外の都市を仕向地とする貨物を当社が誤って引受けた場合においても、当社は配達を完了するよう試みる場合があります。ただし、この場合、当社は責任を負わず、かつ、配達証明の提供もいたしません。その国について設定されている配達予定時間の適用もないものとします。当該配達については、その国について設定されている最も高い運送料金および地域外配達手数料が適用されます。また、この場合、マネ

ーバック・ギャランティーは、当社が直接提供 した運送部分についてのみ適用されます。

当社は、当社の支配を超える事由により生じた貨物の滅失、毀損または遅延に関して責任を負いません。

当社は、損害の予見可能性の有無を問わず、次に掲げる事由に起因してその全部または一部が生じた貨物の滅失、毀損、遅延、誤配、不着、または誤った情報の提供もしくは情報の不提供に関して一切責任を負わず、料金の調整、払い戻しおよび減額も行いません。

- A. 国、地方自治体もしくは現地の政府機関等、当社以外の者または事業体の作為、不作為または不履行。
- B. 貨物の契約不適合、貨物の特性、 または固有の欠陥等、貨物の性質。
- C. 不適切もしくは不十分な梱包、補強、マーキングもしくは住所、信用状態に問題のあるアカウント・ナンバーの使用、定められた方法および期限内に通知を怠った場合等を含め、この国際サービス規約の規定、航空貨物運送状に記載されている条項、当社料金表またはお客様の貨物に適用されるその他の契約条件がお客様により遵守されなかった場合。
- 航空上の危機、公敵、テロ行為等 の第三者の犯罪行為、事実上または表見上 の代理権を有する公的機関または法的機関 の措置、現地の紛争・内乱・暴動・ストライキそ の他の労働争議、戦争状態にある危険状態、 現地または国内外の気象状態に付随する危 険(全て当社の基準によって決定します。)、 現地または国内外の航空・陸上輸送ネットワ 一クの混乱(全て当社の基準によって決定し ます。)、あらゆる事業体(他の航空会社、委 託会社または下請業者を含みますがこれらに 限りません。)のストライキまたは予想されるス トライキ、まん延状態またはその他公衆衛生 事情もしくはかかる状態による労働力の混乱 または不足、自然災害(地震、洪水、台風、ハ リケーンは自然災害の一例です。)、または当 社の従業員に危険をもたらす状況、通信およ び情報システムの混乱もしくは故障(当社のシ ステムを含みますがこれに限りません。)。
- E. 荷送人、荷受人またはこれらの代理人からの口頭または書面による配達指示に当社が従った場合または従わなかった場合。
- F. 輸送途中の貨物の輸送停止、返送、転送または配達先を変更する要請があった場合(当社が当該要請に従うか否かにかかわりません。)。

- G. 荷送人、または荷送人の指示を受けた者により梱包され、封をされたパッケージの内容物の滅失または毀損。ただし、配達時に封が切られておらず、かつ、パッケージが元のままの状態であり、荷受人が配達記録に損害を記さず貨物を受取った場合。
- H. 税関その他の管轄当局の作為または不作為により配達ができない、または配達を完了することができない、または配達が遅延した場合。
- I. 関税その他税金およびその他の料金の支払についての当社の方針を遵守したことにより生じた遅延。
- J. 当社の配達記録のコピー、配達時 に入手した署名のコピーまたは配達時の写真 の提供不能。
- K. 磁気テープ、ファイルその他の記録 媒体からのデータの消失、喪失もしくは取出し 不能、または画像、映像または音声の消失も しくは毀損。
- L. 社会保障番号、生年月日、運転免許証番号、クレジットカード番号および金融口座情報等の個人に関する情報または金融もしくは財務に関する情報の紛失または喪失。
- M. 当社が梱包上の荷物の置き方についての表示(例えば、「天地無用」、上向きの矢印(↑)または「こちら側を上とすること」等の表示)、「fragile」のラベル、その他パッケージに関する特別の指示に従わなかった場合。
- N. 貨物発送前に当社より梱包についての承認を得ることが推奨または必要とされている場合において、お客様が当社より事前承認を得なかった場合。
- O. 蛍光灯、ネオン電灯、ネオンサイン、X線管、レーザー灯、白熱電球、水晶結晶板、石英灯、見本に使用されるガラス管および研究試験環境で使用されるガラス容器等の貨物。
- P. お客様の貨物の滅失、毀損または 遅延について当社がお客様に通知を行わな かった場合、またはそれらの通知が不正確で あった場合。
- Q. 個人宅向け配達で署名を得ることなしに配達できる場合において、署名を得ることなしに引き渡された貨物。(「配達署名オプション」の項をご覧ください。)
- R. 荷送人が選択した配達署名オプションに従って署名を得ることなしに引き渡され

- た貨物(「配達署名オプション」の項をご覧ください。)。
- S. 個人宅向け配達以外の場合で、荷送人または荷受人の指示に従って署名を得ることなしに引き渡された貨物。(「配達署名オプション」の項をご覧ください。)
- T. 配達署名オプションをご利用の貨物で、依頼された署名オプションを提供することができなかった場合。(「配達署名オプション」の項をご覧ください。)
- U. 不完全もしくは不正確な住所やその他荷受人の情報、不正確、不完全その他不備のある書類、貨物の引渡しに必要な関税その他税金の支払、または不完全もしくは不正確な通関業者の住所に関して当社がお客様に通知する試みをしなかった、またはできなかった場合。
- V. 住所確認機能またはプログラムを通じて処理された配達住所を含め、個人宅向け配達または法人向け配達として適切に配達 先住所が指定されていなかった場合。
- W. 当社の記録において、当社が貨物を荷送人より受託したということが記録にない 貨物
- X. 当社に引渡されなかった貨物について、荷送人が当社の自動請求システム、オンラインによる出荷方法、その他貨物を出荷するために使用する出荷システムに入力した全ての情報を削除することを怠った場合。もしお客様がそのような懈怠をし、料金の返金、減額または請求の調整を要望される場合、お客様は、「料金等の請求」の項の請求書の訂正等の通知規定に従わなければなりません。当社は、お客様がこれらの通知規定に従わない限り、いかなる料金の返金、減額または調整についても責任を負いません。
- Y. お客様による不完全、不正確または無効なフェデックス・アカウント・ナンバーの使用、または運送書類上の請求に関する指示について信用状態に問題のない有効なフェデックス・アカウント・ナンバーをお客様が提供することを怠った場合。
- Z. 外箱梱包または一般的な輸送用容器に収納されていない、ブリーフケース、旅行カバン、衣装バッグ、アルミケース、プラスチックケース等に、運送に付随する粘着ラベル、汚れまたはマーキングにより生じた損害。
- AA. アルコール飲料、植物または植物 原料、タバコ製品、ダチョウもしくはエミュー等 の卵、または水生生物等を含め、腐敗しやす

いまたは暑さ寒さ等の温度変化により損害を受けるおそれのある貨物。

- BB. お客様が正確な配達先住所の情報を提供しなかった場合。
- CC. 次に掲げる梱包以外の方法で出荷された場合におけるコンピューターまたはその周辺機器、その他電子機器への損害。
- 1. 損傷がなく、良好で厳重な状態を保持している製造元のオリジナルのパッケージ。
- 2. ウェブサイト fedex.com/packaging で閲覧可能なフェデックスのパッケージ・ガイドラインに従った梱包。
- 3. ラップトップコンピューターを出荷するためのフェデックスのラップトップ梱包。
- 4. 携帯電話、ハンドヘルドコンピューター、MP3 プレーヤーまたは類似の品物を出荷するためのフェデックスの小型電子機器用梱包。
- 5. タブレットコンピューターを出荷する ためのフェデックスのタブレットコンピューター 梱包。
- DD. 貨物に輸送禁止品が含まれているとき。(「輸送禁止品」の項をご覧ください。)
- EE. 貨物の適切な梱包についての梱包規定、アドバイス、助言または案内は、かかるアドバイス、助言または案内がフェデックス・パッケージング・デザイン・ディベロップメントの書面による承認があり、かつ、貨物の毀損に対する責任を明示的に承諾したものでない場合。
- FF. 不完全または不正確な住所が提供された貨物を配達予定時間までに配達できなかった場合。(「配達不能貨物」の項をご覧ください。)
- GG. 荷送人もしくは荷受人がより遅い配達を依頼した場合、または当初の配達予定時間には荷受人先が不在であることを当社に通知した場合において、配達予定時間までに貨物を配達できなかった、または配達を試みなかったとき。
- HH. 衝撃(ショックウォッチ)、傾斜(ティルトメーター)または温度計器により表示された損害。
- II. 当社が承認した梱包方法を使用した、または貨物の出荷にあたりフェデックス・パッケージング・デザイン・ディベロップメントが

事前にお客様の梱包を承認していた場合を除く、アルコールを含む貨物についての紛失または毀損。

- JJ. 適切な書類、マーキング、ラベル貼付および梱包を含み、荷送人が適切に申告しなかった危険物貨物。当社は、申告のなされていないまたは隠れた危険物についての申立てに対し支払いを行いません。また危険物貨物には当社のマネーバック・ギャランティーの適用もありません。
- KK. 当社の記録において、荷送人がそのサービスまたはサービスオプションを選択したということが記録にない場合で、当社がそのサービスまたはサービスオプションを提供しなかった場合。
- LL. 当社が既にサポートを終了した出荷システムのハードウェアやソフトウェアをお客様が使用した場合、または当社が随時提供もしくは指示するとおりお客様が出荷システムのハードウェアやソフトウェアをアップデートまたはアップグレードしなかった場合。
- MM. お客様またはお客様を代行する第三者によりなされた不正確、不完全または虚偽の記載もしくは申告に関する場合。
- NN. 関連する輸出管理規制または制裁に違反する貨物

なお、お客様は、お客様の貨物の内容および その価額について適切に記載し、完全かつ正 確な申告をなすことに責任を負います。

お客様は、税関等管轄当局により課された罰金を含み、不正確、不完全または虚偽の記載もしくは申告に起因する損失、費用および損害について一切責任を負うものとします。 お客様は、航空貨物運送状、この国際サービス規約、その他の適用ある法令および規則上のお客様の義務を遵守しなかったことから生ずる当社に対して課される罰金または過料を含め、全ての損失、費用および損害について

当社を免責し、補償するものとします。

生きた動物

当社は、通常のサービスにおいて生きた動物の貨物を受託しておらず、犬、猫、鳥、ハムスター等の家庭用ペットの輸送は行っていません。当社では、フェデックス・アニマル・デスクが例外的に別途承認し、かつ、当該部署によって調整・手続がなされた、馬、家畜および動物園の動物(動物園間の輸送に限ります。)などの一部の生きた動物の貨物を受託する場合があります(カスタマーサービスにお電話でお問い合わせください)。

マネーバック・ギャランティー制度と配達予定時間

当社は、当社のサービス 1 についてマネーバック・ギャランティー制度を提供します。当社は、当社の判断で、予告なくこの制度を中止、変更または解除する場合があります。

マネーバック・ギャランティー制度。 貨物が配達予定時間より60秒以上遅れて配 達された場合、当社はお客様の請求を受け、 自己判断で、運送料金のみを返金または該当 する請求書の請求金額より減額します。マネ ーバック・ギャランティーは以下のサービスを 利用して委託された貨物に適用されます:フェ デックス・インターナショナル・ファースト、フェ デックス・インターナショナル・プライオリティ・ エクスプレス、フェデックス・インターナショナ ル・プライオリティ、フェデックス・インターナショ ナル・プライオリティ・フレイト、フェデックス・イ ンターナショナル・エコノミー、フェデックス・イ ンターナショナル・エコノミー・フレイト、フェデッ クス・インターナショナル・プライオリティ・ダイ レクトディストリビューション、フェデックス・イン ターナショナル・プライオリティ・ダイレクトディ ストリビューション・フレイト、フェデックス・イン ターナショナル・エコノミー・ダイレクトディストリ ビューション、フェデックス・インターナショナ ル・ブローカー・セレクト、フェデックス 10kg ボ ックスおよびフェデックス 25kg ボックス。マネ ーバック・ギャランティー制度は、サービスの 遅延の場合に、当社が貨物に関して請求する 料金の全部または一部についてのお客様が 有する唯一の救済手段です。配達予定時間 は、当社の単独の裁量によって、お客様に事 前通知なく停止・変更または取消される場合 があります。マネーバック・ギャランティー制度 が適用されない場合、サービスの遅延に対す るいかなる救済手段および料金の返金・減額 もいたしません。また、配達予定時間は存在し ないものとします。詳細については https://www.fedex.com/en-us/servicequide/money-back-quarantee.html. をご 確認ください。

- B. 制限。マネーバック・ギャランティー 制度には次の制限が適用されます。
- 1. 運送料金を請求書の請求金額から減額する方法は、支払者のアカウント・ナンバーのみに適用されます。また、運送料金の返金は、支払者に対してのみ可能です。
- 2. 料金の支払者以外の者が、料金の返金・減額を依頼した場合、または貨物の輸送状況に関し第三者の情報を利用して判断される場合、当社の単独の裁量により、マネーバック・ギャランティー制度は適用されない場合があります。

- 1 パッケージ当たり1回に限り運送 料金の返金または請求書の請求金額からの 減額が認められます。複数のパッケージから なる貨物の場合、各パッケージにこのマネー バック・ギャランティー制度が適用されます。つ まり、複数パッケージからなるある貨物のうち いずれかのパッケージにサービスの遅延が生 じた場合、遅延した当該パッケージに対する 部分の運送料金についてのみ返金または請 求書の請求金額から減額されるものとします。 フェデックス・インターナショナル・プライオリテ ィ・ダイレクトディストリビューション、フェデック ス・インターナショナル・プライオリティ・ダイレ クトディストリビューション・フレイト、およびフェ デックス・インターナショナル・エコノミー・ディス トリビューションについては、マネーバック・ギ ャランティー制度は、当該貨物のうち、配達予 定時間までに配達できなかったパッケージの 個数および重量に基づき按分して適用されま す。
- 4. マネーバック・ギャランティー制度の もと行われる返金または請求書の請求金額からの減額は、請求が生じている貨物に対する 運送料金に対してのみ適用されます。
- 5. 正確な配達予定時間は、国際カス タマーサービスまでお電話をいただき、次の事 項をご提供いただくことによってのみ、入手い ただくことができます。
- a. 運送される物品
- b. 集荷日
- c. 正確な仕向地
- d. 貨物の重量
- e. 貨物の価額

FedEx サービスガイドに記載されている配達 所要時間、または上記5つの必要事項に基づ くことなく当社カスタマーサービスがお知らせ するものは、あくまでも見積りの時間であって 配達予定時間ではありません。お客様は、当 社が見積った配達時間についての記録は当 該見積りの決定的な証拠を構成するものであ ることに同意するものとします。

- 6. 最初の配達の試みを行う前に、荷送人または荷受人が当初の配達予定時間よりより遅い配達を依頼した場合、マネーバック・ギャランティー制度の適用を受ける配達予定時間は、ご依頼いただいた配達の日時に基づいて調整されます。ただし、荷受人がお客様のニーズにあわせる等のために配達日時の変更を依頼し、当社がこれらを認めた貨物であっても、マネーバック・ギャランティー制度が適用されない場合があります。
- 7. 荷送人または荷受人が、荷受人が 配達予定の日または時間に不在であることを 当社に対して通知した場合、マネーバック・ギャランティー制度の適用を受ける配達予定時

間は、当初選択されたサービスの配達予定時間の翌営業日における当該時間となります。

- 8. マネーバック・ギャランティー制度は、過誤請求(「料金等の請求」の項をご覧ください。)に基づく請求額の調整および郵便私書箱宛に配達可能な貨物(「郵便私書箱宛」の項をご覧ください。)には適用されません。
- 9. 当社の自社サービス地域外の仕向地向けに発送された貨物については、当社が直接提供した運送の部分についてのみマネーバック・ギャランティー制度が適用されます。
- 10. マネーバック・ギャランティー制度は、APAC においてお支払いをされるお客様の運送料金についてのみ適用されます。関税その他税金、特別取扱料金その他の料金への適用はありません。
- 11. 世界各地の祝祭日は当社の配達予定時間に影響します。これらの祝祭日により影響を受ける配達予定時間は当社カスタマーサービスまでお問い合わせください。配達予定日が祝祭日にあたる場合には、通常の場合配達は翌営業日に行われます。マネーバック・ギャランティー制度の適用を受ける配達予定時間は、祝祭日にあたる期間の間延長されます。
- 12. お客様が当社または当社が指定した通関業者以外の者を通関業者として指定した場合(ただし、かかるサービスが提供可能な場合に限るものとします。)において、仕向地での貨物の通関手続が可能となった最初の営業日の正午 12:00 時までに当該通関業者に貨物引渡しが可能である旨連絡することがあります。この通知をもって、貨物は配達予定時間までに配達されたものとみなします。
- C. 適用除外。当社は、次に掲げる事項に該当する場合にはお客様の運送料金を返金または請求書の請求金額から減額する義務を負いません。
- 1. 配達の日時、および貨物について受領の署名を行った者の氏名からなる(適用のある場合に限ります。)情報を提供することにより配達予定時間までに配達したことを証明した場合、または「免責」の項に規定する事由に起因して配達予定時間までに配達できなかったことを証明した場合。
- 2. サービスの遅延の全部または一部が、「免責」の項に規定する事由に起因する場合。
- 3. 支払者のフェデックス・アカウント・ ナンバーの信用状態に問題があった場合、支 払に関する指示が無効であった場合、または

支払方法が確保されるまで配達が遅延した場合。

- 4. フェデックス・エクスプレス・インターナショナルまたはフェデックス・エクスプレス・フレイト・インターナショナルのサービスをご利用のうえ、感謝祭(Thanksgiving)直前の水曜日またはクリスマス前の7日間に配達が予定されている貨物であり、かつ、ご利用になられたサービス・仕向地における公表された配達予定時間から90分以内に配達された貨物の場合。
- 5. フェデックス・エクスプレス・インターナショナルまたはフェデックス・エクスプレス・フレイト・インターナショナルのサービスをご利用のうえ、クリスマスの前の7日間の間に配達が予定されている貨物であり、かつ、ご利用になられたサービス・仕向地における公表された配達予定時間のその日中に配達された貨物の場合。
- 6. 配達不能の貨物または返却された貨物の場合。
- 7. 危険物(ドライアイスを含みます。) 貨物の場合。
- 8. 不正確な住所であったために配達 が遅延した貨物、または適切もしくは適格な者 が不在もしくはパッケージの受取または署名 を拒否した貨物の場合。
- 9. 通関または規制上の事情により貨物が遅延した場合。これには事前に通知された要請事項を遵守するために生じた遅延を含みますがこれに限りません。
- 10. 通関に先立ちまたは貨物の引渡しの際に、関税その他税金の支払いについての当社の方針を遵守したことにより生じた遅延の場合。
- 11. 当社の出荷システムを利用されているお客様がパッケージまたは貨物に誤ったフェデックス追跡番号を使用した場合。
- 12. 当社に貨物を引き渡した際に、完全な荷受人情報が提供されていなかった場合。完全な荷受人情報は、航空貨物運送状上または当社の出荷システム上に提供されていなければなりません。
- 13. お客様が、必要とされる国際貨物運送の予約をしなかった場合。
- 14. 荷受人が特定の配達指示をした貨物の場合(「荷受人の配達指示」の項をご覧ください。)。

- D. 運送料金の返金または請求書の 請求金額からの減額のご依頼:お客様がサー ビスの遅延による運送料金の返金または請求 書の請求金額からの減額を受けるためには、 以下に規定する条件を満たし、お客様は当社 に対してサービスの遅延を通知し、かつ、お客 様の運送料金の返金または請求書の請求金 額からの減額をご依頼いただかなければなり ません。これらの条件を満たさない場合、お客 様は、サービスの遅延について運送料金の返 金または請求書の請求金額からの減額を受 ける権利を有さず、また、いかなる訴訟の場に おいても損害賠償請求を提起することはでき ません。
- 1. サービスの遅延による運送料金の返金または請求書の請求金額からの減額については、以下のいずれかの方法によりご依頼ください。
- a) fedex.com でインターネットアプリ FedEx Billing Online を使用する(ご登録の あるお客様の場合)
- b) fedex.com にて電子メールで依頼 を送信する(「Write-to-FedEx」)
- c) 当社カスタマーサービスに電話して 依頼を提出する。
- 2. サービスの遅延を通知していただく際、フェデックス・アカウント・ナンバーをお持ちのお客様はそのナンバー、パッケージ追跡番号、および集荷日を提示いただかなければなりません。
- 3. 運送料金の返金または請求書の 請求金額からの減額についての全てのご依 頼は、承認された方法により、請求書払いの 場合は請求書の日付から 15 日以内、または クレジットカードもしくは現金、小切手、郵便為 替による前払いの場合は集荷日から 15 日以 内に当社に到達しなければなりません。
- 4. 請求金額の一部の支払いは、請求書の訂正の請求または払戻請求の通知とは見なされません。お客様が支払いをなさらない料金について理由を通知し、仮に当該理由がサービス遅延に関係することであったとしても、これが、運送料金の返金または請求書の請求金額からの減額のご依頼に相当する通知であるとはみなされません。
- 1 法律で禁止されている場所では提供されません。

複数パッケージの貨物

A. 当社の世界各地の営業所はすべて、複数パッケージの貨物を引き受け可能です。複数パッケージの貨物の各パッケージは同時に配達されない場合があります。

- B. 貨物の各パッケージの重量が当該 仕向地の指定限度を超えない場合、または品 目の種類の限度以内での発送であれば、お 客様は、1通の航空貨物運送状でパッケージ を 9999 個まで送ることができます(ただし、フェデックス・エンベロープ、フェデックス 10kg ボックスおよびフェデックス 25kg ボックスは除 きます。)。同じ種類のサービス(ただし、フェデックス・エンベロープ、フェデックス 10kg ボックスは除 きます。)で同じ仕出地から同じ荷受人に送る場合 は、複数のパッケージを 1 通のフェデックス航 空運送状で発送することができます。
- C. 重量が 300 kgを超えるフェデックス・インターナショナル・プライオリティ・エクスプレス、フェデックス・インターナショナル・プライオリティ、フェデックス・インターナショナル・プライオリティ・フレイトの貨物は、事前に手配していただく必要があります。詳しくは当社カスタマーサービスまでお問い合わせください。
- D. 貨物の各パッケージにはそれぞれ 住所ラベルを貼っていただく必要があります。 荷受人の完全なお名前と住所がはっきりと表 示されている必要があります。
- E. フェデックス・エンベロープ、フェデックス 10kg ボックスおよびフェデックス 25kg ボックスでは 1 通の航空貨物運送状で 1 つのパッケージしか送ることはできません。
- F. フェデックスエクスプレスインターナショナル複数パッケージ貨物は、総貨物重量に基づいて請求されます。総貨物重量はパッケージ重量の合計です。パッケージの規格重量は、実重量または個々のパッケージに対してフェデックスが測った、またははお客様が提供した容積重量に基づきます。また、パッケージは実重量または総貨物重量と個々のパッケージに分散された重量もしくはそれらの組み合わせに基づいて計算された容積重量に基づいても規格されます。請求書には、パッケージ詳細請求が可能な場合、使用されたパッケージ重量または寸法を説明する関連メッセージが含まれます。

貨物取扱業者(フェデックス・オーソライズド・ シップセンター営業所を含む)

フェデックス・エクスプレス・インターナショナル・サービスまたはフェデックス・インターナショナル・ブローカー・セレクトでは、運送業者等の貨物取扱業者からの混載貨物をお引き受けできません。ただし、荷送人が以下の場合は例外となります。

a. フェデックス・オーソライズド・シップ センターまたはフェデックス・シップサイトの各 施設を利用して発送する貨物

- b. フェデックス・インターナショナル・エアポート・ツー・エアポートによるサービスを利用して発送する貨物
- c. フェデックス・インターナショナル・エクスプレス・フレイト(IXF)によるサービスを利用して発送する貨物
- d. フェデックス・インターナショナル・プレミアムによるサービスを利用して発送する貨物

さらに、貨物取扱業者は、この国際サービス 規約、および税関その他法令上の遵守要求 事項を含め、国際運送のために引き渡される 貨物に適用される要求事項を遵守することに 責任を負います。

お客様が当社に直接貨物を引き渡すのではなく貨物取扱業者を利用された場合、以下の制限が適用されます。

- A. 貨物取扱業者は当社の代理人ではなく、当社は貨物取扱業者による行為について一切責任を負いません。
- B. 貨物取扱業者にマネーバック・ギャランティー制度が適用される場合には、貨物取扱業者がこのマネーバック・ギャランティー制度のもと運送料金の返金または請求書の請求金額からの減額を請求することができます。貨物取扱業者に運送を委託したお客様は、この制度のもとでの運送料金の返金または請求書の請求金額からの減額を請求することはできません。
- C. 貨物取扱業者が当社から梱包資材等の供給を受ける場合、貨物取扱業者は当社と梱包価格協定、またはフェデックス・オーソライズド・シップセンター契約を締結しなければなりません。
- D. 貨物取扱業者は、当社による運送サービスにフェデックス小売料金を請求することができますが、それは義務ではありません。当社のサービスを販売する貨物取扱業者は独自に料金を設定します。
- E. 貨物取扱業者は貨物の荷送人であり、当社は、貨物取扱業者以外の者に対して、貨物の紛失、毀損または遅延について、いかなる責任も負いません。貨物取扱業者は、当社からは独立した事業体です。
- F. 料金、サービス、運送条件に関する情報は、貨物取扱業者の代表をご覧ください。貨物取扱業者に委託された貨物に関するご質問やクレームは、貨物取扱業者に直接お問い合わせください。

当社の要請に応じて、貨物取扱業者は、その 顧客の本人確認のために、政府発行の写真 付き身分証明書を提示するよう顧客に求めな ければなりません。また、貨物取扱業者は、各 貨物について顧客の身分証明書上の住所お よび氏名を記録するものとします。

パッケージ追跡

お客様の要請により国際貨物の追跡を行います。カスタマーサービスにご連絡いただくことにより、パッケージ追跡担当者が追跡を行います。パッケージ追跡の依頼の電話をされる際には次の事項をご準備ください。

- 1. 航空貨物運送状番号
- 2. 集荷日
- 3. 荷受人の住所および氏名
- 4. パッケージの数と貨物の総重量
- 5. 貨物の内容と申告価額
- 6. お客様のお名前と電話番号(当社 はお客様に折り返し電話でご連絡いたしま す。)

梱包およびマーキング

A. お客様は、梱包、マーキングおよび ラベリングに関する法令を含み、貨物に適用 される全ての国内外の法令および規則を遵守 しなければなりません。

- B. 荷送人は、自己の責任において、 航空貨物運送状を適切に記入するものとします。航空貨物運送状または出荷システム上に 表示される荷送人の住所には、貨物が当社に 引き渡される国が記載されていなければなり ません。
- C. 貨物は必ずその取扱に際し特別の注意を払わなくともエクスプレス輸送の環境下で安全に運送ができるよう、荷送人において準備し梱包していただかなければなりません。とりわけ、気温や気圧の変化といった運送時に起き得る状況で損傷を受けやすい物品に起き得る状況で損傷を受けやすい物品にのな梱包をして保護いただかなければなりません。当社は、腐敗しやすい物品、および暑さ寒さといった温度変化による影響で損害を受けるおそれのある物品について一切責任を負いません。各りはは荷送人および荷受人の住所、氏名および郵便番号をはっきりと消えないように明記していただかなければなりません。パッケージをクラフト紙で包装することはできません。
- D. お客様は未使用または新品状態の梱包材を使用しなければなりません。いかなる梱包も上部、底部および側面に十分な緩衝材が入る程の大きさが必要です。内容物は内部で移動することがないようしっかりと梱包される必要があります。新品状態とは、
- ・梱包材に穴、裂け目、くぼみやへこみ、しわがないこと
- · 箱の四角が汚損していないこと
- ・過去の配送のラベルや、バーコードが完全 に隠れていること

蓋や折込部分、とじ目およびへりが最低2インチ幅のパッキングテープで完全に覆われていること

をいいます。段ボール箱に梱包できない物品 (自動車のテールパイプ、マフラー、タイヤ、お よびリムなど)は、鋭利な刃や突起部分を全て 包み、当社が提供するくくりつけ用タグまたは タイヤ/木枠用ラベルを使用して住所ラベル を確実に表示しなければなりません(または、 対象部分の周囲を粘着テープで完全に包んで 住所ラベルを確実に表示してください。)。ブリーフケース、旅行カバン、衣装バッグ、アルミケース、プラスチックケース、コンピューター用カートン等、通常の取扱いにおいて粘着ラベル、汚れ、マーキング等により表面が損傷を 受けやすい物品は、運送用の保護容器に入れなければなりません。キャスター、車輪およびローラーは取り外すか、梱包してください。

- E. 発砲スチロールタイプの保冷箱は、フェデックス・パッケージング・デザイン・ディベロップメントによる事前テストを受け承認を得ない限り、頑丈な外箱梱包箱の中に入れて発送しなければなりません。テスト用の梱包材を提出していただく方法についてはfedex.com/packagingでご覧いただけます。血液、尿、その他の非感染性の液体の臨床検体が入った発砲スチロールタイプの保冷箱は、しっかりした外箱梱包容器の中に入れて発送しなければなりません。
- F. 当社は、保冷剤として氷(凍った水)の使用は推奨しません。氷が入ったパッケージは、貨物の置き方にかかわらず、液体が漏れないよう充分に準備しなければなりません。その他の氷に関する梱包については、fedex.com の Packaging Perishable Shipments についての梱包に関するガイドをご覧ください。
- G. 荷受人が貨物の受取りを拒否した場合、または貨物に漏れや毀損がある場合、可能であれば貨物は荷送人に返送されます。荷送人が返送された貨物の受取りを拒否した場合、または不適切な梱包による漏れや毀損のために貨物を返送できない場合、荷送人は、その貨物の適法な処分、清掃および廃棄に関連して当社に生じた一切の費用および料金に責任を負い、これらを当社に支払うものとします。
- H. 当社は、荷送人に検査およびテスト用のパッケージの代表サンプルを提出するよう要求する権利を保有します。荷送人がパッケージの検査とテストの要求に応じない場合、またはサンプルが当社のテストに不合格となった場合、当社は、不良梱包に起因する損害について一切責任を負いません。
- I. お客様が不適切な梱包のパターン や習慣を繰り返し、当社の梱包に関する遵守

要求事項を度々守らない場合、当社は、書面 により警告する場合があります。不適切な梱 包のパターンや習慣に関連して生じた毀損や 紛失に関するクレームは、一切受け付けませ ん。貨物の毀損や紛失が、適切な梱包を施さ なかったことに起因するものではないことをク レーム請求者が証明しない限り、どの当事者 がクレームを申し立てたかにかかわらず、お 客様の貨物に関して申し立てられたいかなる クレームも取り扱いません。当社は、お客様が 梱包に関する遵守要求事項に従わない梱包 のパターンや習慣をやめたと確認できるまで、 このようなクレームは取り扱いません。なお、 係争中の貨物につき、当該貨物が不適切な梱 包であったことが判明したというクレームを拒 否する当社の権利は、本項によって何ら制限 されません。

- J. 検査やテストのためにお客様のパッケージを提供いただく方法、具体的な物品(自動車部品および機械部品、コンピューターおよび生鮮品など)の梱包に関する情報については、fedex.com/packaging でご覧いただけます。
- K. 重量貨物の国際輸送については、スキッドまたはパレットに積載されているか、またはその他フォークリフトで運ぶことができるように仕立てられていなければなりません。各梱包箱は端をひっかけたりせずにスキッド上に平らに積載されており、また、箱の中身に過剰な重量がかからないようスキッド上に重量が均一にかかるようにしなければなりません。70 ゲージの包装用ストレッチラップを使用の上、スキッドに最低2つのバンドを(しっかりと安全が確保された状態に)通し、スキッドと全ての箱を固縛してください。
- L. フェデックス・アカウントを保有のお客様は、fedex.com から、または当社カスタマーサービスに電話で連絡することによりフェデックスの梱包材を注文することができます。

生鮮品・温度変化に弱い物品

生鮮品または温度変化に弱い貨物には、熱や 寒さによって損傷を受ける可能性のある内容 物が含まれます。一般的な例としては、食品、 医薬品/サプリメント、植物、電子機器、バッテ リー、化粧品、キャンドル、および特定の液体 などがあります。生鮮品を含む貨物は、貨物 の配達予定時間より少なくとも24時間以上の 配達所要時間を要する見込みの下、梱包され ていなければなりません。週末や休日にかけ て生鮮品を発送することはおすすめいたしま せん。また、このような貨物には、通常より長 い配達所要時間に適した梱包が必要です。当 社は、お客様の計画されている梱包をフェデッ クス・パッケージング・デザイン・ディベロップメ ントによって査定し、営業所留め置きなどのサ ービスオプションを利用して、荷物が屋外の条 件に放置されないようにしつつ、お客様がフェ

デックス・インターナショナル・ファースト、フェ デックス・インターナショナル・プライオリティ・ エクスプレス、フェデックス・インターナショナ ル・プライオリティまたはフェデックス・インター ナショナル・プライオリティ・フレイトのいずれか で生鮮品・温度変化に弱い物品を発送するこ とをおすすめします。梱包の査定のご依頼に 関する情報は、fedex.com/packaging で閲 覧いただけます。生鮮品のなかには発送が禁 止されているものもあります(「輸送禁止品」の 項をご覧ください。)。発送が禁止されていない 生鮮品であっても、お客様により適切な梱包 が施されなかった場合には、当社は損害の予 見可能性を問わず、損害が生じた生鮮品につ いて一切責任を負いません(「免責」の項をご 覧ください。)。

医薬品

医薬品を含む貨物は、国際条約その他の適用法令に従って当社に引渡される場合にのみ、当社はこれを受託します。 荷送人は、全ての適用法令を遵守する責任を負います。

集配サービス

- A. 当社は、自社集配サービス地域内 に所在する主要な海外仕向地であれば、追加 料金なしで配達サービスを提供します。
- B. 自社集配サービス地域外での集荷・配達には運送下請業者が利用されます。最終仕向地によっては、自社集配サービス地域外従価料金が貨物ごとに適用される場合があります。詳細は FedEx サービスガイドラインの料金をご覧ください。貨物が自社集配サービス地域外従価料金の対象かどうかについては、カスタマーサービスに電話でお問い合わせください。
- C. 当社は、受取人指定の配達サービスを提供していません。そのため貨物は荷受人の住所に配達されますが、必ずしも指定された荷受人本人に直接配達されるとは限りません。当社は間接配達を行うこともできます。間接配達とは、航空貨物運送状の住所とは違う住所や場所で配達を完了することです。貨物の宛先には荷受人の完全な住所と電話番号が明記されていなければなりません。
- D. ホテル、病院、政府事務所または施設、大学のキャンパスその他施設のようにメールルームまたは代表して受け取る場所のある施設への配達は、当該場所に行われるものとします。ただし、別途当社が認めた場合はこの限りではありません。
- E. 荷送人以外の方が集荷依頼をされる場合には、有効なフェデックス・アカウント・ナンバーを当社に提供していただく必要があります。集荷を予定してから集荷が行われるまで、最低所要時間があります。具体的な所要時間はカスタマーサービスに電話でお問い合

わせください。集荷の時に貨物の準備ができていない場合が頻繁ですと、集荷サービスをお断りすることがあります。

- F. 当社サービスの対象国以外の都市 を仕向地とする貨物を当社が誤って引受けた 場合においても、当社は配達を遂行するよう 努力します。ただし、一定の制限があります (「免責」の項をご覧ください。)。
- G. フェデックス・インターナショナル・プライオリティ・フレイトまたはフェデックス・インターナショナル・エコノミー・フレイトの貨物は、運送請負業者を用いて集配される場合があり、特別取扱手数料が適用されます。詳しくはカスタマーサービスまで電話でお問い合わせください。フェデックス・インターナショナル・プライオリティ・フレイトおよびフェデックス・インターナショナル・エコノミー・フレイトでは、(標準営業日が異なる外国を除いて)週末の貨物集配はご利用いただけません。
- H. ご希望の方には集荷証明をご用意できます。集荷番号または当社の追跡番号(または航空貨物運送状番号とも呼ばれます)をお知らせください。この情報をいただかなければ、集荷証明を提供できません。
- I. 当社は、当社従業員の安全を確保 するため当社のサービスが法規に違反することに利用されるおそれがあると当社が判断する特段の事情がある場合には、当社の裁量により、貨物の集配をお断りし、または別の集配手段を取る場合があります。
- J. 営業時間外、土曜日、日曜日、または 休日の集荷・配達には別途追加料金がかかる 地域があります。
- K. 貨物の配達や引渡しを円滑に行うために、当社は、当社の単独の裁量で、配達指示を仰ぐため、または配達が予定されていること、配達が完了したことまたは営業所・業務センター留めサービスを利用して貨物の引き取りが可能であることを通知するため、荷受人に連絡をとる場合があります。当社はまた、当社が認めた方法により荷受人からの配達の変更やカスタマイズといった依頼に応じる場合があります。
- L. 当社は、荷送人または荷受人から、より遅い時間に配達するよう依頼を受けた場合、または配達予定時間には荷受人が不在であると通知を受けた場合、当社の裁量により、配達予定時間までには配達しない、または配達を試みない場合があります。この場合であっても、料金は、荷送人が当初選択したサービスに基づき請求されます。荷送人と支払人は、より遅い時間での配達要請に関して、当社が荷送人と連絡を取ること、および荷受人において当社による配達を受け入れること

ができる日時を把握することに責任を負うものとします。

- M. 荷送人が、ある場所において 1 年を通じて平均して当社に引き渡すパッケージの数量、種類、サイズまたは重量を大幅に超えるパッケージを委託する場合、当社は当該パッケージを受託することがありますが、当社の裁量により、マネーバック・ギャランティー制度(適用がある場合)の適用を中止し、または配達予定時間を調整することができるものとします。
- N. 当社は、個人宅向け配達する貨物、または荷送人によって配達先住所が個人宅であると指定された貨物(誤って個人宅向け配達であるとして指定された貨物を含みます。)について個人宅向け配達料を請求する権利を留保します。

500 キログラムを超える貨物の集荷

次に定める当社サービスを利用して重量貨物を発送する場合、当社カスタマーサービスまでお電話をいただき、航空貨物運送状番号を当社にお知らせのうえ事前予約を行ってください。事前予約により、配達予定時間に間に合うよう貨物を搭載する航空機のスペースをご予約いただけます。

- フェデックス・インターナショナル・プライオリティ・サービス・エクスプレス (IPE) (500 キログラムを超える場合)
- フェデックス・インターナショナル・プライオリティ・サービス(IP)(500 キログラムを超える場合)
- フェデックス・インターナショナル・プライオリティ・フレイト・サービス(IPF) (100 キログラムを超える場合)
- フェデックス・インターナショナル・プライオリティ・ダイレクトディストリビューション (IPD) (500 キログラムを超える場合)
- フェデックス・インターナショナル・エコノミー(IE)(500 キログラムを超える場合)
- フェデックス・インターナショナル・エコノミー・フレイト(IEF) (100 キログラムを超える場合)
- フェデックス・インターナショナル・エコノミー・ダイレクトディストリビューション(IED) (500 キログラムを超える場合)

郵便私書箱宛

郵便私書箱宛の貨物は、米国を仕向地とするものを除き、仕向地によってはお引き受け可能な場合があります。(詳細は FedEx サービスガイドをご覧になるか、カスタマーサービスに電話でお問い合わせください)。ただし、航空貨物運送状には、荷受人のお名前、有効な電話番号とファックス番号が明記されている必要があります。郵便私書箱宛の貨物の場合、当社の通常の配達予定時間およびマネーバック・ギャランティー制度は適用されません。当

社では、陸軍・空軍郵便局(Army/Air Force Post Office (APO))、海軍郵便局(Fleet Post Office (FPO)) および外交郵便局 (Diplomatic Post Office (DPO))宛の貨物を含め、米軍の郵便私書箱宛貨物は輸送できません。

輸送禁止品

別段の定めがない限り、お客様は次の物品をいかなる仕向地に対しても発送することは禁止されており、お客様はこれらを発送しないことに同意するものとします(仕向地によってはさらに制限が適用される場合があります。また、物品によっては通関手続以外の様々な規制上の取扱手続を必要とする場合がありますので、より長い配達所要時間を要する場合があります。)。

- 1. 陸軍・空軍郵便局 (Army/Air Force Post Office (APO))、海軍郵便局 (Fleet Post Office (FPO))、または外交郵便局(Diplomatic Post Office (DPO))宛の貨物
- 2. C.O.D.(代金引換え払い)の貨物
- 3. 弾薬
- 4. 人の死体、人の臓器もしくは人体の一部、人もしくは動物の胎児・胚、または火葬後のもしくは発掘された人の遺体
- 例外―人体組織または身体の一 部は、以下の場合に輸送が認められます:・ その出荷が感染性物質の定義(UN 3373、生 物学的物質カテゴリーB、または UN 2814、 人に影響を与える感染性物質)を適切に満た している場合、または・その出荷が国際航空 運送協会(IATA)危険物規則で定義されてい る免除された人体または患者標本として適切 に分類され、適用法の下で許可されている場 合。いずれの場合も、出荷は現行の IATA 危 険物規則の改訂版に記載されている要件に 従って提供されなければなりません。詳細に ついては、危険物セクションを参照してくださ い。FedEx のガイドラインについての詳細は、 fedex.com/packaging にアクセスし、臨床 サンプルおよび生物学的物質カテゴリーB (UN 3373)標本の包装に関するパンフレット をお読みください。
- 5. 爆発物、花火、発火性または引火性のあるもの。(特定の国では、クラス1.4の爆発物を引き受け可能です。詳しくは当社カスタマーサービスまでお問い合わせください。)
- 6. 爆弾、手りゅう弾、またはその他の 爆発装置に類似する物品(「危険物」の項に規 定する場合を除きます。)。これには、ノベルティ・アイテムおよび補助具・芸術品などの化学 反応を起こさない製品が含まれますが、これら に限りません。

- 7. 銃器、武器・兵器類およびそれらの部品
- 8. バンプ・ファイア・ストック、その他の 速射式トリガー・アクティベイター
- 9. ゴーストガン、その他のシリアル番号のない銃器
- 10. 3Dプリンタで製作された銃器、その他の武器・兵器
- 12. 生鮮食品および冷蔵・冷凍その他の環境温度管理を要する薬品、食品もしくは飲料。ただし、別途契約書の締結により当社が認めた場合はこの限りではありません。詳しくは当社営業担当者までお問い合わせください。
- 13. 昆虫を含む生きた動物(ただし、 FedEx サービスガイドラインの「生きた動物」 の項で認められた場合を除きます。)
- 14. 動物の屠体、死体、剥製の動物。 米国を仕向地とし、剥製技術を施した狩猟で の獲物または完全に処理済み(乾燥済み)の 動物(全部または一部)の標本は受託可能で す。
- 15. 切花を含む植物および植物性材料
- 16. 法令で禁止されている宝くじおよび 賭博用具
- 17. 現金、通貨、紙幣(手形小切手、裏書付株式、債券、キャッシュレターなどの現金同等物を含む)
- 18. ポルノおよびわいせつ物品
- 19. 次の手続きによる貨物1
- a. 事前に手続きしていない、減免戻 税請求に係る貨物
- b. 一時輸入保証金が必要な輸入貨物(フェデックス・インターナショナル・ブローカー・セレクトでは最初の輸入に限り引き受け可能)
- c. 米国国務省の許可を必要とする貨物
- d. カルネ
- e. 米国麻薬取締局の輸出許可を必要とする貨物

- f. 信用状に基づく貨物は一般に禁止されています。ただし、UCP 600の第25条に定義されているように、「courier receipt」を要求する信用状に基づき、フェデックス・エクスパンデッド・サービス・インターナショナル航空貨物運送状を使用して発送される貨物は、この限りではありません。
- g. 登録証明書(CF4455)
- 20. 各法令により廃棄物と定められるもの。これには、消毒、リサイクル、廃棄その他の目的で輸送される使用済皮下注射針もしくは注射器などの医療廃棄物、安全上の危険を引き起こす可能性のあるバッテリー(使用済み・損傷したもの等)、環境汚染を引き起こすもの(使用済み蛍光灯など)も含まれますが、これらに限りません。
- 21. 物品、身体、その他貨物に損害または遅延を生じさせる原因となるおそれのある貨物
- 22. 輸送、輸入または輸出のために当社が特別の許認可等を取得しなければならない貨物
- 23. 法令または規制により輸送、輸入または輸出が禁止されている貨物または物品
- 24. 偽造品(これには、商標権者の許可のない、登録商標と同一の商標または実質的に見分けがつかない商標を使用した商品やいわゆるコピー商品と呼ばれるものも含まれます。)
- 25. タバコおよびタバコ製品(紙巻タバコ、葉巻、刻みタバコ、無煙タバコ、水タバコ (フッカーやシーシャー)が含まれますが、これらに限りません。)
- 26. マリファナには、米国連邦法、21 U.S.C.802(16)によって定義されているように、娯楽用または医療用の使用を意図したマリファナ、およびマリファナ由来カンナビジオール(CBD)、テトラヒドロカンナビノール(THC)(ただし、21 CFR 1308.35に規定されたものを除く。)を含む物品、および合成大麻の類も含まれます。
- 27. 21 CFR 1308.35に規定されたものを除く、生もしくは未精製の大麻またはそのサブパート(大麻の茎、葉、花、種を含みますが、これらに限りません。)、大麻油、大麻実油、大麻由来のCBD
- 28. 米国食品医薬品局によって医療用に認可されていない物質、および、米国麻薬 取締局により麻薬または懸念物質として登録 されている物質。これにはクラトム、サルビア・

ディビノラムが含まれますが、これらに限りません。

- 29. 税関申告価額が特定の仕向地向けに許可された額を上回る貨物(FedEx サービスガイドの「運送申告価額と損害賠償責任の限度」の項をご覧ください。)
- 30. この国際サービス規約の「危険物」の項で輸送を許可された危険物以外の危険物
- 31. 濡れている貨物、漏れのある貨物または臭気を発する貨物
- 32. 外国貿易地域または保税蔵置場へ向けて発送またはこれらから引き取られる保税貨物。ただし、フェデックス・インターナショナル・ブローカー・セレクト・オプションを選択した米国への輸入貨物、またはフェデックス・インターナショナル・コントロール・エクスポート・サービス・オプションを選択した米国からの輸出貨物は除きます。
- 33. 電子タバコ、またはその部品、気化またはエアロゾル化に依存する他の同様のデバイス、もしくはニコチンの存在のいかんを問わず、そのようなデバイスで使用可能な不燃性の液体もしくはゲル
- 34. 氷(凍った水)
- 35. 軍事輸出管理許可の下で任意の 国から発送される貨物
- 36. 国際麻薬統制委員会によって確立された、正当な医療または産業用途が知られていない前駆体化学物質を含む、フェンタニル関連物質。

FedEx サービスガイドのいかなる他の条項にもかかわらず、当社は、輸送禁止品の貨物の滅失、毀損または遅延について一切責任を負いません。荷送人は、荷送人の法令違反または輸送禁止品の貨物を当社に引き渡したことに起因して当社に費用、料金または経費が生じた場合には、当社に対してこれを補償し、かつ、無害に保つものとします。

1 お客様は、これらの物品をフェデックス・インターナショナル・プレミアム、フェデックス・インターナショナル・エクスプレス・フレイト(IXF)またはフェデックス・インターナショナル・エアポート・ツー・エアポートで発送することができる場合があります。詳しくはカスタマーサービスまで電話でお問い合わせください。

配達証明(口頭)

お客様の要請がある場合には、口頭による配達証明(配達日時、貨物に署名した受取人のお名前)をご利用いただけます。当社がサービ

スを提供する多くの国への貨物の場合、この情報は通常、仕向国現地時間の予定配達日午前 12 時には提供されます。ただし、仕向国によってはもっと時間がかかる場合、またはこの情報を入手できない場合があります。当社は、配達情報を提供できないことに対する賠償責任は負いません。

配達証明(書面)

集荷日から1年以内にお客様から要請があった場合、当社は、電子的に保管する仕向地向け配達についての情報を提供します。ただし、仕向国によっては、情報提供ができない場合があります。当社は、配達記録のコピーを提供できないことに対する賠償責任は負いません。

料金の見積り

当社の料金およびサービスの種類に関する見 積り(当社の従業員、代理人、自動音声応答 装置および出荷システムによる見積りを含み ますが、これらに限りません。)は、お客様より 提供された情報に基づいて行われます。しか し、最終的な料金およびサービスは、実際の 委託貨物およびこの国際サービス規約の適用 により異なる場合があります。当社は、実際に 委託された貨物に関する請求書上の金額と、 貨物の委託に先立つ見積料金またはサービ スの種類との相違について一切責任を負わ ず、かかる相違についていかなる種類の調 整、または払い戻しも行いません。FedEx サ ービスガイドと、当社のサービスに適用される 料金、サービスの種類および契約条件につい て、この国際サービス規約とその他の書面ま たは口頭による見積り(フェデックス・セールス 契約またはフェデックス・カスタマー・オートメ ーション契約に規定するものを除きます。)の 間に矛盾または相違がある場合は、修正・変 更・補足後の FedEx サービスガイドが優先す るものとします。なお、当社では、fedex.com の FedEx Global Trade Manager ツールの Estimate Duties and Taxes 機能を通じて、 関税その他税金の見積りのみを提供していま す。

料金と特別取扱料は、仕出国によってその国の通貨で決定されます。仕出国以外の通貨でのお支払いを希望される場合は、料金と特別取扱料はご希望の通貨に換算されます。

荷受人の配達指示

A. 当社は、所定の営業所において、荷受人に複数の配達方法を提供している場合があります。こうしたオプションには、(i) 配達時間の延期、(ii) 近隣の方への配達、(iii) 航空貨物運送状に記載されている住所と同じ国内にある別の住所または別の受取人への配達、(iv) 無署名での貨物引き渡し、(v) 貨物の受取り場所(例えば、現地の店舗)への配達、(vi)上記の指示の組み合わせが含まれますが、こ

れらに限りません。荷受人の指示に基づく当 社による貨物の一時的な保管は、国際航空貨 物運送の一部とみなされます。

- B. ご利用可能な貨物の配達方法は、時間的、地理的その他の制約を受け、また、当社は単独の裁量で、ご利用可能な貨物の配達方法を予告なく随時変更することができるものとします。荷送人は、荷受人が行う配達指示に関する当該制約について、荷受人に知らしめる責任を負うものとします。ご利用可能な配達方法およびこれに関する条件については fedex.com をご覧ください。
- C. 荷送人は、配達予定時間の変更を含め、配達方法に関する荷受人の指示に荷送人自身が拘束されることについて明示的に同意します(「免責」および「マネーバック・ギャランティー制度」の項をご覧ください。)。 荷受人が配達を遅らせることを当社に依頼した場合、または配達予定時間には荷受人先が不在であることを当社に通知した場合、当社は、荷送人が当初依頼したサービスの配達予定時間迄に配達を行わない、または配達を試みない場合があります。ただしこの場合、料金は、荷送人が当初選択したサービスに基づき計算されます。
- D. 本項 C にかかわらず、荷送人が航空貨物運送状に貨物の配達方法について明示的に別段の指示をした場合、当該指示は、これと相違する荷受人の配達指示に優先するものとします。

再配達

個人宅住所(事務所として使用されている住所を含みます。)へ最初の配達を試みて配達できなかった場合、当社は、再度配達を試みるか、または配達の指示を荷受人から良好な応答が得られるまで貨物を引取場所へ移管するか当社の裁量でこれを決めることが出来ます。3回配達を試みたとき、3回荷受人への通知を試みたとき、または集荷日から 5 営業日が経過したときのいずれか早い時点でなお配達できなかった貨物は配達不能とみなされます(「配達不能貨物」の項をご覧ください。)。

貨物の引受拒否

当社は、当社の単独の裁量により、当社が何ら責任を負うことなく、貨物の引受けを拒否し、貨物の運送を中止し、貨物を留め置きまたは返送する権利を留保します。法令(輸出を留規制・制裁または通関に関する法令およりの要求がある場合、当社は、貨物を、無期限で留置、返却または保証することができ、この場合において当社はいかなる損失および損害についても一切の責任を負いません。当社は、次に掲げる事項(ただし、これらに限りません。)が生じたときにはかかる権利を行使する場合があります。(1) 当該貨物が他の貨物、物品または人に損害または

遅延を発生させるおそれがある場合、(2)不適切な梱包その他の理由により運送途中に毀損または紛失のおそれがある場合、(3)貨物に輸送禁止品が含まれている場合、(4)支払責任を負う者のフェデックス・アカウントの信用状態に問題がある場合、(5)当該貨物の運送を引受けることで他のお客様へのサービスの提供が阻害されるおそれがある場合、(6)荷送人の身元を当社が確認できない場合、または(7)関連する輸出関連規制・制裁または通関に関する法令および規則により配送が禁止されている場合。当社は、貨物の引受けの拒否、運送の中止、貨物の留め置き、返送、差押え、または破壊に対しいかなる責任も負いません。

制限事項

- A. 寸法制限は国によって異なります。
- B. パッケージ当たりの重量制限は国によって異なります。
- C. 一部の仕向地への貨物を除いて、 複数パッケージから構成される貨物の合計重量には制限はありません。ただし、各パッケージの重量が仕向地のパッケージ当たりの重量制限を超えないものとします。お客様が 300キログラムを超える貨物を出荷する場合、当社との事前予約が必要です。当社に電話でご連絡のうえ、集荷と配達をお手続きください。マネーバック・ギャランティーは、お客様の貨物の集荷後に当社が配達予定時間を設定した場合に限り適用されます。
- D. 1 通の航空貨物運送状に複数のサービスの種類を指定することはできません。また 1 通の航空貨物運送状で複数のフェデックス・エンベロープ、フェデックス 10kg ボックス、またはフェデックス 25kg ボックスを発送することはできません。
- E. 1 通の航空貨物運送状で最大 10 個の異なる品目まで発送することができます。
- F. 貨物の運送申告価額は航空貨物 運送状に記載された税関申告価額を上回ることはできません。

返送および輸入運送のオプション

フェデックス・グローバル・リターンズ・サービス オプションを利用する貨物は、貨物の返送元の国に適用される諸条件に従います。こうした サービスの諸条件は国によって異なる場合があります。詳細は、、 fedex.com/globalreturns、または仕出国の最寄りの営業所にご相談ください。

フェデックス・グローバル・リターンズにおいて は、返送貨物における荷送人、荷受人または 第三者が支払いを履行しない場合、当社にな された支払いに関する指示のいかんにかかわらず、それに反する支払指示があったとしても、返送貨物に係る取引を当社に申し込んだ当事者は、特別取扱手数料および当社が立替えた関税その他税金を含め、全ての料金および費用について最終的な責任を負い、請求先となり、これを支払うことに同意します。

fedex.com の Create Import Shipment 機能から開始された貨物は、貨物の仕出国に適用される諸条件に従います。こうしたサービスの諸条件は国によって異なる場合があります。詳細は、仕出国の最寄りの営業所にご相談ください。

Fedex.com の Create Import Shipment 機能から開始された貨物については、返送貨物における荷送人、荷受人または第三者が支払いを履行しない場合、当社になされた支払いに関する指示のいかんにかかわらず、輸入貨物に係る取引を当社に申し込んだ当事者は、特別取扱手数料および当社が立替えた関税その他税金を含め、全ての料金および費用について最終的な責任を負い、請求先となり、これを支払うことに同意します。

輸送ルート

当社が全ての貨物の輸送ルートを決定します。当社の裁量により、貨物によっては他の航空会社による運送のために混載もしくは転送、またはチャーターもしくはインターライン契約に基づき他の航空会社によって運送される場合があります。当社は、配達を迅速に行うために、他の運送会社を使用することも含め、貨物を迂回させる権利を留保します。

当社は、貨物を第三国経由で輸送し、または 特定の航空機もしくはある一定の輸送ルート で輸送する義務を負うものではなく、またいか なるスケジュールにしたがってもいかなる地点 へも接続する義務を負いません。お客様は、 当社が予告なく、輸送業者もしくは航空機を変 更し、通常の輸送ルート以外のルートを通過 し、または貨物を陸上輸送する場合があること に同意します。

このオプションが選択または適用されている場合には、配達先住所の変更を行うことはできません。

危険物は、荷送人が当初指定した荷受人の 住所以外の住所に配達住所の変更を行うこと はできません。ただし、貨物に含まれるドライ アイスは唯一の例外となります(注:ただし、す べての危険物は、営業所留め(取扱可能な営 業所に限ります。)または荷送人への返送手 続きが可能になる場合があります。)。

配達先住所の変更や修正以外の住所変更要 請は、新規貨物となり、新たに運送料が適用 されます。 運送の委託の際に合意される経由地は存在 しません。当社は、自ら適切であると判断する 輸送ルートで貨物を輸送する権利を有しま す。

注:本項は、荷受人が当社認定の方法で別の 住所への配達を要請した場合には適用されま せん。

土曜サービス

土曜日にフェデックスの営業所に持ち込まれた貨物には追加料金はかかりません。当社は土曜日にフェデックス・ドロップ・ボックスの集荷を行いません。土曜日にフェデックス・ドロップ・ボックスに預けたパッケージの出荷日は、翌営業日になります。海外の一部の営業所は土曜集配に対応しており、ご利用時には特別取扱料が請求される場合があります。詳細は、カスタマーサービスに電話でお問い合わせください。

保管料

荷受人または指定通関業者に対して貨物の 引渡しが可能であることを通知してから、もしく は貨物の通関手続に追加書類が必要である ことを通知してから 48 時間以上引き取りのな い貨物、または当社営業所に何らかの理由で 残置された貨物については、保管料が課せら れる場合があります。現在の料金について は、当社カスタマーサービスまでお問い合わ せください。

配達不能貨物

配達不能貨物とは、何らかの理由で配達ができないものをいいます。これには以下を含みますが、これらに限りません。

- 荷受人払いの貨物の場合に、荷受人が支払いを拒否したとき。
- ・ 荷受人が貨物の配達前、配達中または配達後に貨物の受領を拒否したとき。
- ・ 荷受人の配達住所が不明のとき。
- 貨物の宛先が当社のサービス地域でないとき。
- 再梱包が不可能なまで貨物の内容 物や梱包材が破損しているとき。
- 貨物の通関ができないとき。
- ・ 貨物が他の貨物やその他の財産 に毀損もしくは遅延を生じさせるおそれ、また は身体に被害を与えるおそれがあるとき。
- 貨物に輸送禁止品が含まれている とき。
- ・ 配達・貨物により、他の顧客に対するサービスの提供に支障が生じるとき(「貨物の引受拒否」項を参照ください)。
- 荷受人の事業所が閉鎖されているとき。
- ・ 最初の配達を試みた時または再配 達を試みた時に配達場所で貨物を受領する適 切な者が不在のとき。

- 貨物に不適切な荷造りがなされているとき。
- 営業所・業務センター留めサービス による貨物の荷受人と連絡が取れないとき、 または荷受人が貨物を引き取りに来ないと き。

貨物が配達不能または宛先不明と判断された 場合、以下が適用されます。

貨物が何らかの理由で配達できな い場合において現地の税関法規上貨物の返 送に問題がないときは、当社は貨物返送の手 配について荷送人に通知するよう試みること があります。この場合、荷送人と 5 営業日の 間連絡が取れなかったときは、当社は貨物を 一般指定倉庫または保税蔵置場に保管する か、またはその貨物を通関地で廃棄処分しま す。当社は、当社の単独の裁量で、配達不能 貨物を予告なく売却、廃棄またはその他の処 分をなす権利を留保します。当社に貨物を委 託することによって、荷送人は、配達不能貨物 の内容物を処分するための正当かつ十分な 権利を移転および譲渡することに同意し、さら に、配達不能貨物の返送、保管、売却、廃棄 または処分に生じる一切の費用を支払うこと に同意します。

B. 仕出地に返送された貨物については、出荷時の運送料金およびその他費用とともに、返送料およびその関連費用が当初の荷送人に請求されます。関連費用には、関税その他税金、通関費用および保管料等を当社が負担した場合には、これら全てが含まれます。危険物を含む貨物の返送については、荷送人が記入済みの返送用の航空貨物運送状およびその他全ての必要書類を提出しなければなりません。最初の荷送人が貨物の価額を申告している場合、返送貨物には申告価額が必要とみなされ、最初の荷送人には従価料金も請求されます。

C. 現地の法令の制限により返送できない貨物は、どの地点においても、当社の単独の裁量で、一般指定倉庫もしくは保税蔵置場に保管、または処分できるものとします。荷送人は、かかる保管または処分に関し、当社に発生した一切の費用を支払うことに同意します。

保証

当社は、明示または黙示を問わず、いかなる 保証も行わず、あらゆるすべての保証を否認 します。

管轄権を有する裁判所が、この国際サービス 規約のいずれかの条項を違法または無効と 判断する場合、その条項は自動的に国際サ ービス規約から分離されるものとします。かか る判断は、この国際サービス規約の残りの条 項の適法性または有効性に影響を与えないものとします。

この国際サービス規約には英語版と現地語版 がある場合があります。二つのバージョンに相 違がある場合は、英語版が優先するものとします。

フェデックス・インターナショナル・コネクト・プラ スに関する補足事項

フェデックスエクスプレスの国際サービスおよびサービスオプションに適用される国際サービス規約に加え、フェデックス・インターナショナル・コネクト・プラス(以下「FICP」といいます。)には以下の規定が適用されます。国際サービス規約と本 FICP 約款が優先します。

A. 荷送人は、FICP サービスが、荷送 人のウェブサイトまたはその他の e コマース・ チャンネルもしくはオンライン・マーケットプレイ スを通じて受取人である消費者が購入した、 または消費者のために購入した商品の国際 e コマース貨物の運送および配達専用であるこ とを認め、これに同意します。

FICP サービスに従ってフェデックスに引き渡される貨物は、荷送人の指定住所から発送され、本規約に定める承認された仕向国・地域のいずれかの受取人である消費者宛の貨物でなければなりません。

フェデックスは、荷送人の貨物が消費者宛であることを確認する権利を留保し、本規定またはその他の要件に違反した場合、通知なしに荷送人の FICP サービスへの参加を停止する権利を留保します。

- B. マネーバック・ギャランティーポリシーは、FICP サービスの下で出荷された貨物には適用されず、反対の定めがあった場合においても、荷送人は、FICP の貨物について返金保証を要求する権利を有しません。
- C. フェデックスは、利用可能な場合、貨物をフェデックスが定める場所(小売店の集荷場所または提携ロッカー等)に自動転送して留め置く権利を留保します。

一部の仕向地では、配達を試みる前に自動転送が行われます。自動転送が利用される場合、受取人は、ご不在連絡票または受取人の携帯端末もしくは E メールアドレスに送信される自動通知により、集荷場所およびその他の集荷情報を知ることができます。

フェデックスは、個人宅向け宅配の配達場所 に荷物を置き配する権利を留保します。

適用法令により禁止されていない場合、荷送 人は、荷受人である消費者に FedEx Delivery Manager®を利用して貨物の配達を 管理する選択肢を提供するため、荷受人であ る消費者の連絡先(E メールアドレスおよび携 帯電話番号)をフェデックスに提供するものと します。

- D. FICP は一部の国・地域でのみご利用いただけます。詳細については、fedex.com/en-
- us/shipping/international/ecommerce-connect-plus.html をご覧ください。
- E. 上記の禁止品目に加え、荷送人は、FICP サービスを通じて、腐敗しやすい商品、商業用、政府用または軍事用の商品、転売目的の商品、大量注文(企業間貨物など)をフェデックスに引き渡さないものとします(それぞれを「インターナショナル・コネクト・プラス禁止品目」といいます)。
- F. お客様は、FICP サービスに従って 出荷されたすべての輸出貨物について、お客様が完全な法的および財務的責任を負うこと、並びにフェデックスが輸出の分類または記録上の輸出者(EOR)に適用される輸出管理法の遵守について責任または義務を負わないことを承認し、同意します。荷送人は、運送料金、関税その他税金の支払者を指定し、航空貨物運送状に指定支払者のフェデックス・アカウント・ナンバーを記載するものとします。荷送人が運送料金、関税その他税金の支払者を指定しなかった場合、または航空貨物運送状に指定された支払者のフェデックス・アカウント・ナンバーを記載しなかった場合、フェデックト・ナンバーを記載しなかった場合、フェデック

- スはお客様の貨物を拒否する権利を有します。ただし、いずれの場合も、荷送人が航空貨物運送状に支払者のフェデックス・アカウント・ナンバーを記載せず、フェデックスが貨物を受け取った場合、フェデックスは独自の裁量で、荷送人の指示を荷送人のアカウントにD&Tを請求するものとみなす場合があります。さらに、中国および香港を出荷地とする貨物を含む米国へのすべての輸出貨物については、荷送人の指示にかかわらず、フェデックスは独自の裁量で、荷送人のアカウントに関税その他税金を請求する場合があります。
- G. フェデックスになされた支払いに関する指示にかかわらず、荷受人または第三者が支払いを怠ったり、支払いを拒否したりした場合、それに反する支払指示にかかわらず、荷送人は常に、特別取扱手数料および当社が立替えた関税その他税金を含め、全ての料金および費用について最終的な責任を負い、支払うことに同意するものとします。フェデックスは、荷送人への事前の通知なしに、関税その他税金、または料金を立替え、支払いを行う権限を有しますが、義務を負うものではありません。

最終更新: 2025 年 4 月

APAC 国際サービス規約 - 日本付属書

この付属書は、APAC 向けの標準国際サービス規約を補足するもので、日本発着の貨物に適用されます。標準国際サービス規約とこの付属書の間に相違がある場合は、この付属書が優先するものとします。

関税その他税金

以下のK項を追加します。

K. 日本への輸入の場合、関税その他税金を含む所定の料金が輸入者に請求される場合があります。関税その他税金の立替金についての支払手続は、輸入者に対して行われ、輸入者は、関税その他税金を含む所定の料金の支払いに責任を負うものとします。もし輸入者が支払いを履行しなかった場合には、支払者について指示がどうであったかにかかわらず、荷送人が全ての料金および費用について最終的に責任を負うものとします。

支払方法

料金等の日本における支払いについては、以下のいずれかの方法によりこれを行うものとします(ただし、お客様のアカウントの状況により、各種支払方法を受け付けられない場合があります。詳しくは当社カスタマーサービスまでお問い合わせください。)。なお、現金払いについては取り扱いがございません。

- 1. 信用状態に問題のない有効なフェデックス・アカウント・ナンバーへの請求(請求書に基づき、銀行振込またはコンビニエンスストアでのお支払いによるお支払いとなります。)
- 2. クレジットカード(JCB、VISA、American Express および Mastercard に限ります。)
- 3. 銀行引き落とし(法人アカウントに限ります。)
- 4. オンライン決済(PayPal に限ります。)

フェデックス・インターナショナル・ディファード・フレイト追加条件

フェデックス・インターナショナル・ディファード・フレイト(FDF)サービスには、国際サービス規約本文の定めに加え、以下の条件が適用され、両者に矛盾がある場合には、本 FDF の条件が優先します。

- i. FDF サービスの貨物にはマネーバック・ギャランティー制度は適用がありません。いかなる場合も荷送人は FDF 貨物について、マネーバック・ギャランティーを求める権利を有しません。
- ii. FDF は、仕向地を問わずすべての貨物につき運送と通関の申告価額の最大限度を100,000米ドルとします。貨物の性質その他事情により、異なる限度が適用される場合には、いずれか低い方が適用されるものとします。
- iii. FDF サービスにおいて配達署名オプションはご利用できません。
- iv. FDF は一部の国または地域においてのみご利用できます。詳しくは https://www.fedex.com/ja-jp/shipping/services/international-economy-freight.html をご確認ください。
- v. 最小寸法と最小重量については、以下のとおりとなり、例外はありません。
 - 1. 1個口の貨物の重量は68kg を最小とし、複数個口からなる貨物(MPS)は合わせて68kg を最小とします。
- 2. パレッタイズされていない68kg に満たない貨物については、長さが274cm 超または周囲の寸法が330cm 超であって、68kg 貨物として請求可能な場合に限り、お受けできます。
- 3. 貨物の長さが302cm を超える場合、幅が203cm を超える場合、高さが178cm を超える場合、または重量が国別レーンで定められる最大値を超える場合には、事前承認が必要です。詳しくは営業担当者またはカスタマーサービスへお問い合わせください。
- vi. 他に定める輸送禁止品に加え、荷送人は危険物、ドライアイス、温度管理が必要な貨物、生鮮品、リチウムバッテリー等FDFサービスで禁止される物品を送ることはできません。詳しくは営業担当者またはカスタマーサービスにお問い合わせください。

保管料

以下のとおり標準国際サービス規約の内容を変更します。

引き取りのない貨物、または当社営業所に何らかの理由で残置された貨物については、保管料が課せられる場合があります。 現在の料金については、当社カスタマーサービスまでお問い合わせください。

輸送禁止品

以下の 35、36 款を追加します。

- 37. 郵便法上の信書
- 38. 免税品として申告される個人使用の貨物(ただし、フェデックス・インターナショナル・ブローカー・セレクトで運送を委託された場合にはこの限りではありません。)

貨物の引受拒否

以下の(8)、(9)号を追加します。

- (8) 輸送が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第二条に規定する暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、その他の反社会的勢力(「反社会的勢力」)の活動を支援し得る、または反社会的勢力の運営に貢献し得るとみなされる場合。
- (9) お客様が次のいずれかに該当する場合。
- a. 反社会的勢力であると認められるとき。
- b. 反社会的勢力が事業活動を支配する法人その他の団体であると認められるとき。
- c. 役員または経営に実質的に関与している者が反社会的勢力に該当する者であると認められるとき。
- d. 自らまたは第三者を利用して、当社または当社の関係者に対し、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為、風説を流布し、偽計を用いて当社の信用を毀損し、または当社の業務を妨害する行為をしたと認められるとき。

サービスの終了

- A 当社は、お客様が以下の各号の一つに該当する場合、何らの催告を要することなく、お客様に対するサービスの全部または一部の停止もしくは終了、およびお客様との間の契約を解除し、取引を終了することができます。
- 1. 差押、仮差押、仮処分または滞納処分を受けたとき。
- 2. 破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算手続開始の申立てがあったとき。
- 3. 解散または営業停止となったとき。
- 4. 前三号の他、お客様の信用状態に重大な問題が生じたとき。
- 5. この国際サービス規約の条項に違反したとき。
- 6. お客様による当社サービス利用態様が公序良俗に反し、またはお客様にふさわしくないと当社が判断したとき。
- 7. 反社会的勢力の活動を助長し、または反社会的勢力の運営に資することとなると認められる運送であると当社が判断したとき。
- 8. お客様が次のいずれかに掲げるものである場合。
- a. 反社会的勢力であると認められるとき。
- b. 反社会的勢力が事業活動を支配する法人その他の団体であると認められるとき。
- c. 役員または経営に実質的に関与している者が反社会的勢力に該当する者であると認められるとき。
- d. 自らまたは第三者を利用して、当社または当社の関係者に対し、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為、風説を流布し、偽計を用いて当社の信用を毀損し、または当社の業務を妨害する行為をしたと認められるとき。
- 9. その他、当社が合理的な事由により、お客様によるサービス利用の継続が困難と認めたとき。

前項の規定に基づき当社がお客様との間の取引を終了したときには、お客様は当社に対する未払い債務について、当然に期限の利益を失い、当該未払債務の全額を直ちに支払うものとします。また、当社による取引終了により、お客様に損害が生じても、当社は何らこれを賠償することは要せず、また、当社に損害が生じたときは、お客様はその損害を賠償するものとします。

専属的合意管轄

当社とお客様は、本 APAC 国際サービス規約及び日本付属書に関連する紛争については、東京地方裁判所をその専属的合意管轄とすることに合意します。

言語

日本付属書について、英語版と日本語版の間に相違がある場合は、日本語版が優先するものとします。

フェデックスジャパンお問い合わせ情報

www.fedex.com/jp

フェデラルエクスプレス ジャパン合同会社 カスタマーサービス

〒261-7110 千葉県千葉市美浜区中瀬 2 丁目 6 番地 1 ワールドビジネスガーデンマリブウエスト

(請求書関連)

フェデラルエクスプレス ジャパン合同会社 担当:カスタマーサービス請求書係 〒261-7110 千葉県千葉市美浜区中瀬2丁目6番地1 ワールドビジネスガーデンマリブウエスト

URL: https://www.fedex.com/ja-jp/invoice FAX:81-3-5767-4386 E メール: fscip@fedex.com

最終更新: 2025 年 4 月